

第二回國會
衆議院

治安及び地方制度委員會會議錄第五十二号

昭和二十三年七月四日(日曜日)

午前一時五十分開議

出席委員

委員長 坂東幸太郎君

理事小暮藤三郎君 理事門司

理事矢尾喜三郎君 理事坂口

理事高岡 忠弘君 理事酒井 俊雄君

大内 一郎君 大澤嘉平治君

大村 清一君 坂田 道太君

佐藤 通吉君 中島 守利君

松浦 榮君 菊池 重作君

久保田鶴松君 松澤 兼人君

高橋 長治君 高橋 龍一君

高橋清治郎君 小枝 一雄君

川橋慈治郎君

出席國務大臣

國務大臣 野澤 勝君

出席政府委員

總理廳事務官 鈴木 俊一君

總理廳事務官 伊東 五郎君

總理廳事務官 荻田 保君

國家地方警察 柏村 信雄君

本部警視 山田健之助君

運輸事務官 田中健之助君

委員外の出席者

議員 庄司 一郎君

議員 齋藤 晃君

總理廳事務官 木村 武君

專門調査員 有松 昇君

本日の會議に付した事件

閉會中の審査に關する件

地方財政法案(内閣提出)(第一五八

号)

地方配付稅法案(内閣提出)(第一六

二号)

第一類第二号 治安及び地方制度委員會會議錄 第五十二号 昭和二十三年七月四日

地方稅法を改正する法律案(内閣提出)(第一六三号)

地方自治法の一部を改正する法律案起草に關する件

請願

一 料理飲食業者の營業再開許可の請願(庄司一郎君紹介)(第二八号)

二 料理飲食業者の營業再開許可の請願(佐々木盛雄君紹介)(第八八号)

三 麵類の外食券食堂設置の請願(坂東幸太郎君外六名紹介)(第三九九号)

四 地方自治法の一部を改正する請願(坂東幸太郎君紹介)(第四八九号)

五 警察法施行に伴う要望に關する請願(坂東幸太郎君紹介)(第五六七号)

六 監査委員制度の確立整備に關する請願(坂東幸太郎君紹介)(第七五四号)

七 閉行爲絶滅に關する請願(坂東幸太郎君紹介)(第七八七号)

八 消防団員資材優先配給の請願(上山山榮吉君紹介)(第八六九号)

九 電氣、瓦斯施設反対の請願(前田榮之助君紹介)(第一〇一三三三)

一〇 警察制度改善に關する請願(原健三郎君紹介)(第一〇九八八号)

一一 通訳案内業法制定の請願(受田新吉君紹介)(第一二三四四)

一二 民主的な町世話人復活の請願(小松勇次君外十七名紹介)(第二二〇三七号)

一三 警察制度改革に伴う増加経費國庫負担の請願(小松勇次君外十七名紹介)(第二二〇三七号)

一四 都道府縣知事と市町村長並びに都道府縣會議員と市町村會議員の選挙期に關する請願(安東義良君外一名紹介)(第二二〇三〇号)

一五 地方自治法の一部を改正する請願(齋藤晃君紹介)(第二三〇二二二)

一六 職業用工作物に対する課税に關する請願(伊藤卯四郎君紹介)(第一四四七七号)

一七 町村財政確保に關する請願(明禮三郎君紹介)(第一五二二二二)

一八 町村財政確保に關する請願外一件(明禮三郎君紹介)(第一五九七七号)

一九 地方稅財政制度改正に關する請願(中島茂喜君外四名紹介)(第一六六一号)

二〇 地方自治法第九條の改正に關する請願(中島茂喜君外四名紹介)(第一六六一号)

二一 自治警察を國庫又は縣において全額負担の請願(的場金右衛門君紹介)(第一六六三三三)

二二 自治警察並びに消防署の經費に対する財源の移譲に關する請願(中島茂喜君外四名紹介)(第一六六四四四)

二三 市町村に稅務調整委員會設置の請願(的場金右衛門君紹介)(第一六六八八八)

二四 住民稅の稅額制限撤廢の請願(的場金右衛門君紹介)(第一六九六六六)

二五 社會教育主事を市町村に常駐の請願(的場金右衛門君紹介)(第一六九八八八)

二六 地方自治法の一部を改正する請願(中島茂喜君紹介)(第一七一二二二)

二七 國の委任事務範圍明確化等に關する請願(的場金右衛門君紹介)(第一七二〇三〇)

二八 町村財政確保に關する請願(明禮三郎君紹介)(第一七五二二二)

二九 地方稅制改革に關する請願(森直次君外四名紹介)(第一七六六六六)

一〇 中央出先官廳の廢止に關する陳情書(九州各縣議會正副議長會幹事福岡縣議會議長稻島稔)(第三三三三)

二 地方稅局に對する地方稅課税に關する陳情書(九州各縣議會正副議長會幹事福岡縣議會議長稻島稔)(第八八八八)

三 大衆酒場營業再開に關する陳情書(川崎市大衆酒場連合會代表稻葉森三外九名)(第三七七七)

四 觀覽入場稅の委譲に關する陳情書(第二十一回東北北海道各市議會市長會長石卷市議會議長本間儀兵衛)(第四八九九)

五 地方自治法の基礎財源確立に關する陳情書(第二十一回東北北海道各市議會市長會長石卷市議會議長本間儀兵衛)(第四八九九)

六 衆參兩院議員の選挙費に關する陳情書(第二十一回東北北海道各市議會市長會長石卷市議會議長本間儀兵衛)(第六〇〇〇)

七 委任事務補助に關する陳情書(第二十一回東北北海道各市議會市長會長石卷市議會議長本間儀兵衛)(第六〇〇〇)

八 越冬資金の全額國庫補助に關する陳情書(第二十一回東北北海道各市議會市長會長石卷市議會議長本間儀兵衛)(第六〇〇〇)

九 競馬法の改正に關する陳情書(第二十一回東北北海道各市議會市長會長石卷市議會議長本間儀兵衛)(第六〇〇〇)

陳情書(第二十一回東北北海道各市議會市長會長石卷市議會議長本間儀兵衛)(第六二二二)

一〇 建築行政事務經費に關する陳情書(第二十一回東北北海道各市議會市長會長石卷市議會議長本間儀兵衛)(第六六六六)

一一 地方職員の特遇改善に關する陳情書(愛媛縣職員組合執行委員長野村晃)(第八五五五)

一二 中央出先機關担当事務を地方機關に移管の陳情書(北海道市長會長札幌市長高田富與)(第九四四四)

一三 地方財政確立に關する陳情書(全國市會議長會會長長崎市會議長富森吉次郎)(第九五五五)

一四 町村財政確立等に關する陳情書(鹿兒島縣町村會長高附榮次郎)(第一〇五五五)

一五 縣財政救済方に關する陳情書(神奈川縣會議議長柳内万吉)(第一一九九九)

一六 砂糖消費稅附加稅に關する陳情書(東京都議會議長石原永明)(第一二二五五五)

一七 警察法案改訂に關する陳情書(東京都議會議長石原永明)(第一二二五五五)

一八 地方自治法の一部改正に關する陳情書(八都府縣議會委員長協議會)(第一四四四四)

一九 地方財政制度の改正に關する陳情書(八都府縣議會委員長協議會)(第一四四四四)

- 情書（北海道市長会長札幌市長高山富田）（第一五五号）
- 二〇 警察法の施行に關する陳情書（北海道市長会長札幌市長高山富田）（第一五五号）
- 二一 中央出光機關廢止の陳情書（東京都千代田区九の内東京都議會議長石原永明外九名）（第一六一号）
- 二二 地方議會事務體制確立に關する陳情書（東京都千代田区九の内東京都議會議長石原永明外九名）（第一六一号）
- 二三 起債制限緩和の陳情書（東京都千代田区九の内東京都議會議長石原永明外九名）（第一六一号）
- 二四 中央出光機關の整理調整に關する陳情書（全國都道府縣知事會議代表東京都知事安井誠一郎）（第一七九号）
- 二五 空気の取締緩和に關する陳情書（大阪府北区堂島區通一丁目大阪火藥銃砲株式會社内西部銃砲火藥商組合聯合會清位繁藏）（第一八五号）
- 二六 公安委員の任命に關する陳情書（全日本產別労働組合會議執行委員會）（第二〇八号）
- 二七 裁判法の制定に關する陳情書（全國知事會議會長東京都知事安井誠一郎）（第二二六号）
- 二八 老成對馬阿島の福開縣に縣廳反對の陳情書（長崎縣知事杉山宗次郎外十一名）（第二三八号）
- 二九 新警察法實施に伴う警察費全額國庫補助の陳情書（近畿二府六縣警察委員會代表兵庫縣會議長正木定外十五名）（第二六四号）
- 三〇 新給与實施に伴う地方經費國庫補助に關する陳情書（全國知事會議代表東京都知事安井誠一郎）（第二七八号）
- 三一 入場税の地方委託並に地方税の新設に關する陳情書（全國知事會議北海道知事田中敏文外四十五名）（第二八〇号）
- 三二 地方財政の確立に關する陳情書（兵庫縣知事岸田幸雄外七名）（第二八四号）
- 三三 地方財政制度改革に關する陳情書（東北六縣都府連協議會長仙台市長岡崎榮松）（第二九三号）
- 三四 主要都道府縣に建設部設置の陳情書（大阪府北区中之島朝日ビルディング内日本建築協會會長竹腰健造）（第三〇〇号）
- 三五 地方公共団体の財政確立に關する陳情書（九州各縣議會正副議長會幹事福岡縣議會議長稻貝稔）（第三一九号）
- 三六 自治體警察設置標準改正の陳情書（大阪府東區大手前之町大阪府廳内大阪府議會議長廣瀨勝外八名）（第三三七号）
- 三七 公安委員選任標準緩和に關する陳情書（大阪府東區大手前之町大阪府廳内大阪府議會議長廣瀨勝外八名）（第三三八号）
- 三八 新任警察官の配備に關する陳情書（大阪府東區大手前之町大阪府廳内大阪府議會議長廣瀨勝外八名）（第三三九号）
- 三九 地方自治法の一部改正に關する陳情書（愛知縣名古屋市中區南外堀町愛知縣廳内愛知縣建設技術協會）（第三四四号）
- 四〇 電柱税、鉅区税及び軌道税賦課率の制限廢止に關する陳情書（東京都千代田区九の内東京都議會議長石原永明外九名）（第三五一号）
- 四一 國有林材の地方課税に關する陳情書（東京都千代田区九の内東京都議會議長石原永明外九名）（第三五二号）
- 四二 中央出光機關の廢止に關する陳情書（東京都千代田区九の内東京都議會議長石原永明外九名）（第三五五号）
- 四三 地方自治の確立に關する陳情書（全國市長會全國町村會連合協議會全國市長會長神戶正雄外五十名）（第三六〇号）
- 四四 競犬の開催に關する陳情書（京都市長神戶正雄外四名）（第三六六号）
- 四五 警察制度改正に伴う財源措置に關する陳情書（北海道市長會長札幌市長高山富田）（第三七四号）
- 四六 地方財政制度改革要綱案に關する陳情書（北海道市長會長札幌市長高山富田）（第三八〇号）
- 四七 主要都道府縣に建設部設置の陳情書（神戶市生田區下山手通五丁目神戶縣土木部建築課内兵庫縣建築會）（第三九四号）
- 四八 地方自治法の一部改正に關する陳情書外一件（日本建築學會東海支部長佐藤四郎外四名）（第四一一号）
- 四九 自治體警察の地方財源賦課に關する陳情書（岐阜縣津市會内岐阜縣自治體警察事務連絡協議會岐阜市長東前田）（第四一八号）
- 五〇 地方財政法の實施促進に關する陳情書（栃木縣議會議長高際徳治）（第四三七号）
- 五一 地方財政の拡充強化に關する陳情書（富山縣議會議長前田治吉）（第四三八号）
- 五二 義務教育費並に警察費國庫補助増額の陳情書（鹿児島縣議會議長有馬純）（第五〇一号）
- 五三 警察費の財源確保に關する陳情書（横濱市公安委員會外四名）（第五一七号）
- 五四 地方公務員法及び地方財政制度改正に關する陳情書（日本自治團體労働組合總連合中央執行委員長菱信吉）（第五一九号）
- 五五 地方税法改正に伴う限外課税削除の陳情書（北海道釧路市大川町釧路商工會協議會）（第五二二号）
- 五六 地方自治法の一部改正に關する陳情書（九州各縣議會正副議長會幹事福岡縣議會議長稻貝稔）（第五六一号）
- 五七 道路損傷負担税撤廃に關する陳情書（全國貨物自動車運送事業者代表日本トラック協會會長小野哲）（第五六五号）
- 五八 府縣に建設部設置の陳情書（近畿二府六縣議會議長會代表三重縣議會議長小切間重三郎）（第五八四号）
- 五九 府縣議會議長に調査權限付与の陳情書（近畿二府六縣議會議長會代表三重縣議會議長小切間重三郎）（第五八七号）
- 六〇 町村吏員に公用必要物資の配給確保に關する陳情書（宮城縣町村長會長高橋清）（第五九八号）
- 六一 町村財政の確立に關する陳情書（宮城縣町村長會長）（第六〇〇号）
- 六二 主要都府縣に建設部設置の陳情書（兵庫縣連合工務設計組合）（第六〇三号）
- 六三 訴訟事件に伴う治安維持に關する陳情書（浜松市公安委員會外一名）（第六一九号）
- 六四 都市計画法制在籍の陳情書（岩國市長津田彌吉）（第六三三号）
- 六五 警察費の財源確保に關する陳情書（東京都特別區公安委員會）（第六四四号）
- 六六 地方財政及び税制度の確立に關する陳情書（島根縣知事原夫次郎）（第六六一号）
- 六七 國家地方警察の拡充強化に關する陳情書（岡山縣議會議長友保知）（第六九八号）
- 六八 地方自治法の一部改正に關する陳情書（九州地方協議會長杉本勝次）（第七〇二号）
- 六九 國家地方警察の拡充強化に關する陳情書（京都府會警察委員長森川新太郎外七名）（第七〇六号）
- 七〇 地方財政及び税制度の確立に關する陳情書（中國市長會中國市議會議長會長松江市長小林誠一）（第七二二号）
- 七一 地方自治の確立に關する陳情書（全國町村會長生田和平）（第七二五号）
- 七二 集合運動等の取締に關する陳情書（滋賀縣知事服部吉吉）（第七二八号）
- 七三 國家地方警察の拡充強化に關する陳情書（大阪府會警察委員長山口昌一外七名）（第七四三号）
- 七四 映画、雜誌等の取締強化に關する陳情書（佐賀縣教職員組合定期大會外十二名）（第七五四号）
- 七五 出版物、演劇等の取締強化に關する陳情書（佐賀縣西松浦郡南波多村井手実右門外百十七名）（第七六六号）
- 七六 地方財政法案並に地方税法案の修正に關する陳情書（東京市政調査會副會長佐野利器）（第七八六号）
- 七七 地方自治法の一部改正に關する

陳情書(東海北陸七縣縣會代表三
重縣議會議長小切間重三郎)(第八〇
七号)

七八 市町村職員共済施設に對し國庫
補助増額の陳情書(全國町村會長生
田和平)(第八一七号)

七九 映画、雜誌等の取締強化に關す
る陳情書外十六件(佐賀縣教職員組
合定期大會外百六十五名)(第八二
七号)

八〇 地方競馬を縣營に移管の陳情書
(岡山縣議會議長友保知)(第八三三
号)

八一 都市財政の確立に關する陳情書
(大阪市議會議長田村敏太郎外四名)
(第八七二号)

八二 地方税法制定に關する陳情書
(京都市議會議長内藤清次郎)(第九
一七号)

八三 地方財政及び税制度の確立に關
する陳情書(第二十二回東北北海道
各市議會議長會長弘前市議會議長神
山隆文)(第九二二号)

八四 地方税の新設に關する陳情書
(第二十二回東北北海道各市議會議
長會長弘前市議會議長神山隆文)(第
九二三号)

八五 地方分与税の増額に關する陳情
書(第二十二回東北北海道各市議會議
長會長弘前市議會議長神山隆文)(第
九二四号)

八六 自治体消防の地方財源付与に關
する陳情書(第二十二回東北北海道
各市議會議長會長弘前市議會議長神
山隆文)(第九二九号)

八七 自治体警察の地方財源付与に關
する陳情書(第二十二回東北北海道各
市議會議長會長弘前市議會議長神山
隆文)(第九三〇号)

陸文(第九三〇号)

八八 警察機構の充実に關する陳情書
(第二十二回東北北海道各市議會議
長會長弘前市議會議長神山隆文)(第
九三八号)

八九 地方自治法の一部改正に關する
陳情書(第二十二回東北北海道各市
議會議長會長弘前市議會議長神山隆
文)(第九四一七号)

〇 坂東委員長 これより治安及び地方
制度常任委員會を開会いたします。

まず地方自治法の一部を改正する法
律案起草に關する件を議題といたしま
す。地方自治法の一部を改正する法律
案の起草につきましては、去る六月三
十日の當委員會におきまして一応の成
案を得まして、その後その筋と打合わ
せをいたしておりましたところ、一昨
日打合せが終了いたしました次第であ
ります。この際その案を御説明申し上げ
ます。

地方自治法(昭和二十二年法律第六
十七号)の一部を次のように改正す
る。

第百五十八條第一項第一中「二 總
務部」を「一 總務局」「二 財務部」
を「一 財務局」に改め、同項の次に
次の一項を加える。

都は、特別の必要があるときは、前
項の規定にかかわらず、條例で、左の
局を設けることができる。

一 建築局

(一) 住宅及び建築に關する事項
同條第二項中「前項を」第一項に改
め、同項第一第五号の次に次の一号を
加える。

六 建築部
(一) 住宅及び建築に關する事項

附則

この法律は、昭和二十三年九月一日
から、これを施行する。

理由

建設院建築出張所を廢止し、その事
務を都道府縣に移管するに伴い、都道
府縣の局部制を改定する必要がある。
これが、この法律案を提出する理由で
ある。

こうでありまして、建設省設置法案
が通りまして、当然出張所を全部廢止
する。ところが出張所を全部廢止して
も、事務がありまして、その事務を
都道府縣に移管することに相なります
が、そういたしますれば、仕事としま
しては都においては建設局があり、ま
た府縣におきましては土木部がありま
すからいいのでありますけれども、し
かしながらその復興事業が非常に多い
ので、東京都は建築局を設け、府縣に
おいては必要があるときは建築部をお
くことができるというふうに規定せん
とするものであります。以上を議題に
供します。

なおまた出張所がなくなりまして
ば、その出張所の職員は全部廢官にな
ります。従つて都道府縣にその事務を
移管した場合には、都道府縣は、従来の
廢官になつた官吏を公吏としてとるか
どうか。またその数はどれだけとると
いうことは、都道府縣の自由である
という結果になるわけでありまして、こ
れは當委員會の提案になるわけであ
ります。

〇 門司委員 この自治法の第百五十八
條の改正であります。私どもは、委
員會におきまして、出先官廳の廢止
を強く要求しております。この
建設院の出張所だけでなくること

は、出先官廳を廢止したことになるの
であります。それが再びこういう形で
また現れてくる。たとえば必要に應
じてとは申しながら、東京都において
はおそらくできるだらうと思ひます
し、それからまた任意とは申せ、いわ
ゆる百五十八條の第二項の規定によつ
て都道府縣にこれを設けることができ
るという形において認めますならば、
やはり各府縣は、従来のいき方からみ
ますならば、必ずこれを設置して、そ
うして官價増存に努めていくというこ
とがわれわれは非常に杞憂されるので
あります。また實際そういうことが行
われるというのを申し上げても差支
えないじやないかと思ひますが、この
点については、當局はこの際はつきり
した御見解を発表願ひたいのであり
ます。そうしてどうしてもできない非
常に大きな都市であつて、土木部の下
の一課としては機構として行えないよ
うな大きな府縣、あるいは非常にた
くさん仕事を持つておられる場合に
きましては、できるならばこの制度は
臨時的に置いてもらいたいというこ
とを私どもは要求するのであります。こ
れがもし恒久的に置かれることになり
ますと、やはり出先官廳廢止に對して
何らの効果もありませんので、われ
れはでき得れば、この法案の中に臨時に
これを設けることができるというよう
な條項をなお加えたい意向を持つてお
りますので、その点をひとつ當局から
明確にしておいていただきたいとい
うことを希望いたします。

〇 伊東(五)府委員 ただいま門司委
員から、せつかく出先機關を廢止し
ても、府縣にそれに代るものができる
といふことでは、同じことになるじや
ないか。こういうお話でございました
が、出先機關を廢止することは事務を
廢止することではありませんが、その
権限を知事に移譲して、地方の自治権
を拡充しようというのが目的でありま
す。従つてただいま委員長からもお話
のありましたように、出張所を廢止す
ると、その官吏は全部廢官になる。そ
れを地方の公吏として採用するかどう
かは知事の考案の問題であります。す
で、廢止してそれに代る官價をまた温
存するといふ結果にはならないと考
えております。

それから官吏ではありませんが、地
方の機構をこれに伴つて縮小するの
でなくして、これを吸収して大きなもの
をつくつてくる。新たに建築部を恒久
的につくることはどうかというお話で
ございましたが、住宅並びに建築に關
する事務は、戦争によつて非常に龐大
な建築、殊に住宅の災害を受け、政府
として今年度は約二十八億圓ほどの
國庫補助をいたしております。また特
に建築資材確保費として十八億圓ほ
どの金を政府が出して、それで建築材
を買つて復興をはかり、あるいは生産力
を拡充するために炭鉱には復金の融資
をして住宅を建てさせております。そ
のほか亜炭鉱山、硫黄鉱山その他肥料
關係の工場その他重要産業の労働者の
住宅の促進をはかつております。ま
たそのほか特に最近では都市の防火開
係のことがやましくなり、それに対
して市街地建築物法というものが從來あ
つて、これは終戦以來あまり適用し
ておらなかつたのでありますが、最近火
災の損害が非常に大きくなつてしま
つた關係から、この法の強化もしなけ
ばならないと考へます。また都道府縣

の事務としては、学校その他公共建築の営繕あるいは新築、進駐軍関係の工事、そういうように住宅並びに建築に関する事務が非常に多く、現在主要府県には住宅課、建築課、営繕課、特別建設課というような住宅建築関係の課を設けております。それとたまたま参議院で審議せられておる建設省設置法が成立したと、八月末で建築出張所が廃止になり、その事務を都道府県に引継がれることになり、この関係の事務も相当の量をもつておるわけでありす。こういう事情にあるので、土木部——東京では建設局であります、その中のばら／＼な課としてこれを置くことは、事務の敏捷な処理の上からみても適當でないで、これに対して一つのまとまつた部をつくり、そこに責任者をおいて、事務を敏捷に処理させることが適當であろうと考えております。従つて従来も地方自治法が制定せられるまでは、知事の考で建築部をおいておつたところもありまして、これが地方自治法によつて禁止されて、やむを得ず廃止した事例もあるものであります。そういう関係でこれは予算とか定員とかいうことに関する問題じゃないので、むしろこれは事務の簡素化に役立つ処置ではないかと思ひますので、政府といたしましては、この法案には賛成であります。特に建設院としましては、これをなるべく速やかに、建築出張所廃止に伴う措置としまして、ぜひひとつ実現していただくように希望いたします次第でございます。

私はさらに伺ひたいと思ひます。私どもの考えておりますのは、事務を引継ぐことは當然でありまして、各縣には従来土木部があり、住宅課、建築課がありまして、その中に吸収されればよいと思ひますので、おそらく官僚温存の、ただ官僚を首切ることで済まないといふことのために住宅復興がせられないといふことになつて、何らの効果がないのであります。ただ形式のみにて、出先官廳がなくなるといふことだけでは、やはり地方負担が非常に大きくなつて、そこにむだなものができたりしないかとわれ／＼は危惧するのであります。もし政府の考へがどこまでもそういうことで、ただ事務を移譲しなければならぬから、そのまゝの機構をひとつ府縣に移したいといふことでありますならば、それは出先機構の廃止にはならない。法律の上だけでやめればよいといふことになるのであります。しかしわれわれは今日こういうものをなくさなければならぬ。できるだけ事務を簡素化するために、また地方の負担を軽くするために、地方の出先機構を廃止しなければならぬといふ強い要望がありますので、もし政府の御答弁が先ほどの御答弁のようならば、本法案をただちにこのまゝ認めるわけにはいかないと思ひます。どこまでも政府の方ではこれを全然廃止するのだ。そして地方長官にすべてを一任するのだ。という御意思の發表が私はおそろしくこの機会になされなければならぬと思ひます。しかしそれがないといふことになりまして、あくまでもその機構を地方に押しつけるという、官僚の温存のようなお考へであるならば、われ／＼はこのまゝ承認することはできない。こゝ考えております。その点はどうですか。

○伊東(五)政府委員 私ちよつと先ほど言葉が足りませんで、ただいまの御質問が出たと思ひますが、建築出張所を廃止して地方にこれを移す。そういう意味で地方には建築部を設けなければならぬといふわけではないのであります。多くの縣におきましては、現在の機構そのまゝでやつて差支えないような状態だと私も考へております。またお話のように、できるだけ地方に受入れるのも最小限度必要なものを受入れるといふことは、當然たゞいまの地方財政上の関係から申しまして、そうあるべきだと考へるのであります。ただ何ぶんにも東京、大阪、神奈川、愛知、兵庫、大休の五つの都府縣でありまして、そこにおきましては、この土木部あるいは現在の建設局でやりますことが相当な大規模になりまして、建築出張所のもつていき方は別として、現在の問題については非常に無理があるのではないかと。それで先ほど申し上げましたような住宅復興その他の大きな仕事を抱えているときでありますから、そういう所では現に建築部を設けたいといふ所もあるわけでありまして、これを設けたいといふ所には設け得るようにならなければならないことが私どもの立場から申しますと必要ではないかと考へるわけでありす。それから地方の財政の関係は國の事務としてみなされるものは、これは全部國の負担になると考へております。

○坂東委員 先お私から、その五府縣にできまして、それは出張所の入を全部都道府縣に押しつけるという考へではないのですか、もつとも押しつけられても受けつけなければいけないのですが、政府のこの点に対する意圖を伺ひたいと思ひます。

○小澤委員 本案は委員会提出の案であり、その案の内容について、特に將來に禍根を残すようなことがあつてはならぬといふ意味で同僚から發言があつたわけですが、当局は、よく了承したと言われればそれで済むと思ひます。あの事務上の問題は各府縣知事がそれぞれ適切にやることでありますから、この場合そうした方が案の通過上もつとものことであり、また委員会の提案としてそうあるべきものだといふような意味において当局も非常に急いでいるようでありまして、私も私も發言をしないで早く通過させたい、かように考へております。ですから、門司委員のお話になつたように承した、こゝう言われればそれでいいのだと思ひますが、その点をいま一応この場合念を押しておきたいと思ひます。

○伊東(五)政府委員 くだ／＼しく申し上げましたけれども、門司委員のおつしやる通り私も考へております。ただこれは各知事がおやりになるのでございまして、私もどこまでいふふうにということを示唆する権限もありませんし、そういうことはしないつもりであります。

○松澤委員 直接この法案に関係があるわけでもないのですが、この際もよつと伺つておきたいことがあります。それは最近における福井、石川地方の大震災に鑑みまして、今後の建築といふものはいわゆる耐震耐火建築でなければならぬと考へま

す。これは東京の大正十二年の震災のときにも、またその後の震災または戦争中そういうことが絶えず言われたわけでありす。しかしながら依然としてわが國の住宅政策と申しますか、あるいは住宅建設政策といふものが非常に燃えやすい、そして耐震的な意味におきまして、非常に弱い建築でやつてきているのであります。われ／＼の委員会におきましては、消防組織法なりあるいは消防法を取扱ひまして、この点都市の復興、しかもその都市が不燃的な都市であるといふ、そういう復興対策といふものに対して、非常に大きな関心を持つてゐるわけでありす。そういう都市の不燃化といふ点、あるいは耐震耐火的な建築の政策に対して、どのような方策を持つておられるか。その決意のほどをこの際伺ひていただきたいと思います。

○伊東(五)政府委員 お答えいたします。お話しのようにわが國では特に地震、火事が名物でありまして、たびたび襲はれておるにもかかわらず、復興はいつもまた同じような建物で、復興しておるような状況でございます。実はこれを法規の上から申しますと、大正八年にできた市街地建築物法並びにその関係命令において、法規としては相当整備したものであると思ひます。諸外國に比べても決して劣らぬものと思ひます。しかし何ぶん法規で強制するだけではいけないので、これに対して資金的な援助、資材的な援助の裏づけが必要で、これを強制することはできない事情にあります。これがために戦争中並びに終戦後も規則はほとんど眠らして置かれて、仮設のバラックとか、非常に貧

弱な建物をやむを得ず認めてまいつた
よりなわけであります。先年関東の大
震災にもこのことが非常に言われまし
て、国会におきまして相当の国庫補助
を出すということがきまりまして、東
京と横浜については、耐火建築をや
るものについては相当の補助金を出し
て、資材的にはむろん援助してやつた
のであります。今回もそういうことを
だんだんとやりたいと考えております
が、にわかには財政の關係でできま
せんが、すでに終戦後もう三年も経つ
ておるわけでありまして、だん／＼
に規則の本則通りにやるように移つて
もいい時期じやないかと考えておりま
す。この法律などについても、われわ
れとしてもいろいろ案を考へておる
わけでありまして、また資材の面にお
きましては連合軍の御意見をいたさ
しまして、相当な放出も願ふようなこ
とになつておりますので、福井市の復
興その他被災都市の復興につきまし
ても、なるべく耐火耐火の建物を建て
るよう規則の上でも取扱を一層嚴格
にし、資材その他の面についても助成
を強力にやるようにいたしたいとい
ふに考へておる次第でございます。

○坂東委員長 それでは地方自治法の一
部を改正する法律案の起草に關する
件について御質疑はありますか。

○坂東委員長 御質疑ないものと認め
ます。これより討論に移ります。御異
議ありませんか。

○坂東委員長 御異議ないものと認め
ます。これより討論に移ります。御異
議ありませんか。

午後一時三十分休憩

午後一時一分開議

○坂東委員長 休憩前に引續いて會議
を開きます。

まずお諮りする事項がございます。
当委員会においては國政調査の承認を
受けて、各般の事項を調査してありま
した。すでに先官廳の整理、列車内
の治安維持対策等に關しては、それ
ぞれ國政調査報告書を議長宛に提出し
ておりましたが、その他の調査の事項
についての報告書を出すことになつて
おりますから、その調査報告書の作成
は、これを委員長に御一任せられんこ
とをお諮りいたします。

○坂東委員長 御異議ないものと認め
ます。

次には賣春法案であります。この法
案は過日ちよつとお話いたしました通
り、關係方面では公聴会でも開いてや
つたらどうかという話がありましたた
が、会期切迫でできないと言いました
ら、それでは十分調査してやつたらよ
からう、そういうわけでありまして、
これを繼續審議することにいたしました
ようか、あるいはそのまま審議終了で
置いておくようにしましうか、お諮
りいたします。

○坂東委員長 繼續審議に御異議あり
ませんか。

○坂東委員長 御異議ないものと認め
ます。

地方財政法がまだいろいろ準備があ
りますから、諸議を先に議したいとい
か

○坂東委員長 それではさう決しま
す。

○坂東委員長 御異議ないものと認め
ます。

す。

日程一、料理飲食業者の營業再開許
可の請願、紹介議員庄司一郎君、二、
料理飲食業者の營業再開許可の請願、
これは佐々木藤雄君ですが、一括して
議題に供します。庄司一郎君。

○庄司一郎君 本請願は第一回國會
昨年の十二月九日において諸議御採
をいただいた内容でございます。東
北六縣の料理連合組合の會長松尾啓三
氏より提案されております。請願の内
容は前回において申し上げた通りで
ございます。昨年の七月全國一斉に政令
をもつて料理飲食の營業のストップを
受けたために、東北六縣だけで約
十七萬戸の料理店並びに飲食業者がそ
の生活に困つて、子弟たちの教育費に
も困難をしておる。ゆゑに速やかに料
理飲食再開の御許可をいただきたい、か
ような趣旨でございます。私は紹介議
員として頼まれたから、ただ紹介する
というだけではない。私の親類、縁者
の中にもかような營業者が二、三軒ご
ざいます。夫は未だソ連より引揚げ
ていない。留守の妻が数名の子供を抱
えて、ささやかなる飲食店をもつて
いたのですが、今生活窮迫のどん底に陥
つてゐる。このような状態を見ておるの
であります。これらの營業者の生活状態を
見て、まづたく御同情にたえないので
あります。東北六縣だけに約十七
萬戸といふますが、全國には約三十七
萬戸もかような營業者があると聞いて
おります。また日程第二に上つており
ます兵隊縣山田九兵衛氏の請願、紹介
議員佐々木藤雄君のもの、これも趣旨
においては要りはないのであります。
今や高級な魚等は自由販賣にされ、そ
の址も年々減つてまいつております。

かような情勢下において、料理、飲食
の二業者に対し、嚴重なる條件を付
し、たとえば主食の米類や統制のわく
内のものは賣つてはならぬが、自由販
賣の酒、魚で營業させていたきたい
のであります。弱業者ではあります
が、封建時代からの既得権を一片の政
令でもつてその營業をストップされる
ことは重大な問題である。全國二百八
十萬の官公吏に一年休職を命じたらど
んな氣がするでございましょう。これは
自由なる營業権を奪へておる憲法の精
神の上に立つて感服のできないことと
あります。自由なる營業を束縛する場
合においても、おのずからそこに限度
がなければならぬ。どうかさういふこ
とも御考慮いたしまして、統制わく内の
ものは販賣をさせない、またしないとい
うことを固く誓はせまして、自由販
賣のもの等を原料とする料理店、飲食
店を速やかに再開させて、全國三十八
萬戸の同業者をしてその營業による生
活安定を与えることが得るようにな
ることが正しい政治であると私は考
へてゐるものであります。かような意味に
おいて、佐々木氏の紹介の分まで併せ
て本請願の趣旨を御紹介申し上げた次
第であります。何とぞよろしく願ひ
いたします。

○本村議員 ただいまの料理再開の
問題に關するお話は、私もとても
いろいろと御同感申し上げる点がある
のであります。この政令がいわゆる
ポツダム政令といふことで出ておりま
して、おわかりになつておりますこと
で、特に申し上げる必要もないわ
けなのであります。ただいまのお話
にもございますように、無條件再開は
もちろんいかに、何か自由販賣品だけ

を扱うようなかつこうでやらせろ、そ
れならいいじやないか。こういう御趣
旨でお話ございましたように、せめ
てせい／＼さういふうなかつこうで
問題が緩和できればいいのであります
が、実は、御承知だと思ひますが、昨
年の末以來、今お話のような、未利用
資源を供し得る料理を再開するとい
うことである／＼と特に商業委員會の方
の——參議院の方の方々も衆議院の方
の方々も、商業委員會の方の方々が、い
ろ／＼と御盡力なさつたように承つて
おるものであります。それが実現できな
かつたような次第でありまして、なお
今日諸般の情勢を考慮いたしますと、
未だその段階に達しておらぬような次
第であります。御了承願ひたいと思ひ
ます。

○門司議員 この問題は、ただいま説
明員の方の御答弁のごとく、諸般の事
情からただちに再開ということとは困難
かと思はれますので、當委員會におき
ましては、これを採擧することにはいた
さないことにいたしましたと考えており
ます。しかしながら問題は、單に料理
店という名称でありますことのため
に、非常に大きな料理店から、先ほど
紹介議員のお話になりましたような小
さな料理店であつて、さうしてその日
の生活にも非常に困つておるという人
たちのたくさんありますことを十分承
知いたしておりますので、でき得れば
われ／＼はこれに限界を設けて、さう
して大きな料理店等に対しては特別の
処置をし、さらに小さなその日の營業
を営んでその日の生活をするというよ
うな方々に對しましては、何らかの生
活の途を開いてやるという方法を一日
も早く講じなければならぬかと思ひ

のであります。従つてこの問題につきましては、そういう具体的事実即ち応いたし何らかの方法処置をとられるというような考えが政府当局にありまうならば、この際一応承つておきたいと思ふのであります。

○本村議員 今のお話はまことにこもつともな話で、私も同感なのであります。昨年の七月の際にも同様なことがございまして、その当時は厚生省方面でこの問題を取上げて研究をしていただきました。普通の職業紹介の方面では、むしろ求人側の方が求職側よりも上まわつておるような際であるから、そういう所へ行つてもらへばいいというような結論で、私もそういうことではいいかとはなはだ考えた次第であります。事情は最近また變つてまいつたと思ひます。実は非常に困難なのは皆様の方がよく御承知だと思ひますけれども、かような仕事に携つておられる方々は、やはり従来の経験もいろいろありでしようし、なか／＼清水の台から飛び下りるといふようなわけにまいらぬような事情におありのようであります。そこで厚生省側のおつしやるようなことも、實際問題としてなか／＼行われたいというううな事情にあるようであります。その際にもいろいろ相談をいたしたのであります。結局何か抽象的に方策を立ててどうするといふようなことも非常に困難であり、従つてまたそれが実情に合うかどうかといふようなことも、今申し上げるような方々でございまして、とても自信がない、そこで具体的には——たとえば従来のそういう方々の業者の組合もございし、それから、そういう向きで適当な開拓の問題

でございするとか、そういうふうな向きにしたいといふ者があれば、そういう方面を具体的に計画をしていただいて、それによつてお世話をするといふようなことの方が、実情に合うのではないかと、こういうふうな話をいたしておつたのであります。その後また現実の問題として、そういうことが問題になりまうので、また禁止自体が実は短期間で、今度初めて一年間という期間になつたのでありますので、なか／＼踏み切りがつかないというううな実情があるのではないかと思ふのであります。そういうふうな程度で、實際問題としては、政府の方でもそういう面でもいろいろに困つたとか、あるいはこういうふうな話があるのに手がつかないといふようなことにまだぶつかつておられますので、はなはだ市況的なような実情にありまう。政府側といたしましては、今のお話のような筋はまことにございともだし、むしろ先ほどお話がありましたように、これに伴う失業問題といふようなことを、再開することによつて救うといふ方法はなか／＼困難であるといふことを前提にいたしまして、お互いにいろいろ教えをいただいて、その更生の問題を考えてまいるといふことが本筋だと思ふのであります。いろいろ私どもも考えました結論はそういうことであります。しかしそういう方法で考えたらしくお話もあれば、私も相談いたしまして、十分考慮いたします。さしたるいは具体的なことについて話を持込んでくださればたいへん仕合せだと思つております。

○門司委員 一向積極性がないようであります。私が申し上げておりますのは、もちろんわれ／＼も具体案があり、さらにわれ／＼も考えないわけではありまうので、この問題は單に請願があつたからとか、あるいははなかつたからといふような問題ではありまうので、一応禁止いたします場合においては、必ずその善後処置がとられなければならぬ。しかしその処置も何人が見てもうなすき得る処置でなければならぬ。先ほどのお話では單に開拓その他といふようなこととございするが、なか／＼人間の営業は、親の代から、あるいはその前から営んでおるといふ営業を捨てて、新しい営業に移るといふことは困難であります。殊に多くの器材を要し、またそれ相當の家屋を必要とするこれらの営業に對しましては、従つてこの点を十分に御了承になつて、先ほど私が申し上げておられますように、この種の業界に對する一種の限界点を設けて、そうしてでき得るものはでき得るような処置を講じられなければならぬと思ふのであります。この点について先ほど商業委員会その他いろいろなお考えがあつたといふようなことを承つたのでございするが、それらの処置につきまではないのであります。これは當局の努力次第によつては、ある程度まで可能性はある。具体的に申し上げますならば、わが國のそばの收穫量のこときは相當にある。あるいは十萬石と言われ、多く評價されますものは、約百萬石近いものが出ておるようなことを言われておるのでございするが、これは一応難題として主査の中に統計

がされておりますが、これがいづれに配給になり、いづれに処分されておるかにについては、國民はほとんどその実情を知らないと言つていいくらいなのであります。従つてこれらの方面だけでも、もし集荷されたものが公然と國民の前に出されて、たとえばそば屋で外食券によつてそのそばを食べることができるような方法が一応考えられるとか、あるいは小さな料飲店のようなどころは、さいわい酒も相當多く自由販賣になつておりますので、これらが自由に賣れる前の大衆酒場といひます。國民酒場のようなものでもできますれば、またこの方面にもそれらの人たちがいき得る一番近い道があると考えられるのであります。さらにその他考え合わせますならば、いろいろ私方法はあると思ひますが、そういう方向に向つて當局は、今日まですでに前の請願から相當長い間時日があつたのでございするが、どういふ努力をなさいましたか、その点をもし答弁ができませんなら、この機会に一応お聴かせをお願いしたいと思います。

○坂東委員長 速記を中止して。
〔速記中止〕
○佐藤(通)委員 本請願に對して、紹介議員並びに門司委員の方の御答弁に對して、私はもつと正確にお願いしたいことが一つある。それは結論だけよろしいと思ひますが、一体料飲店の営業禁止はいつまで続くかといふ問題、大休見送りでよろしいですか、もしその時期がはつきりしなければ、大休の見送りでよろしい。それから、もし統制外の未利用資源をもつて、料飲店の特殊なものに、一つの條件をつけて営業を再開せしめる意圖があるか否かといふ問題、そういうことが政府の方で考えられておるか、どうか、この点について御答弁をお願いしたいと思います。結論だけでよろしいから……
○本村議員 ちよつと速記を止めていただきますが……
○坂東委員長 速記を止めてください。
〔速記中止〕
○坂東委員長 速記をとつてくださいます。いかがでしようか。たくさん意見があるようすが……
○門司委員 私はこれを採択するにあたりましては、先ほど冒頭に申し上げましたように、政府当局のそのした説明があるにもかかわらず、その説明を求めて、なおかつできないといふ大休の見送りがついておられますものに対して、採択することはいかがかと考えますので、この請願につきましては、保留をさせていただきたいといふことを申し上げたいと思ひます。
○坂東委員長 いかがでしようか、採択と保留説が出ておりますが……
○小委員 政府の説明を聴きましても、採択しておいても一向差支えないので、採択するか、かように考えられますので、採択するようにひとつお計らいをお願いいたします。
○坂東委員長 採択の賛成があります。採択に御異議ありませんか。
〔異議なし〕、「異議あり」と呼ぶ者あり
○門司委員 私はさつき言つたように、採択に反対であります。
○坂東委員長 ちよつと速記をとめて

……。

〔速記中止〕
○坂東委員長 それでは速記を開始してください。採択に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○坂東委員長 それでは採択といたします。

○坂東委員長 次は日程第三、麵類
おもにそばですが、麵類の外食券食堂設置の請願、これは全部で七名の紹介であります。本請願の要旨は「麵類はわが国民性に最も適する簡素な食品である、ついでには家庭における個別調理の手段を省き、燃料、調味料を節約し、満腹感の大なる等、利点の多い麵類の外食券食堂を、主食差引の正常ルートにより設置されたい」というのであります。

○木村説明員 速記を止めていただきますので……。
○坂東委員長 速記を止めてください。

〔速記中止〕
○坂東委員長 速記を始めてください。これは前の場合とやや似ておりますが、これを採択して、内閣に送付することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○坂東委員長 それでは御異議ないものと認めまして、採択といたします。

○坂東委員長 次は日程第七、やみ行爲絶滅に関する請願。紹介議員は私であります。理由は申すまでもありません。これは採択に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○坂東委員長 それでは御異議ないものと認めまして、採択といたします。

のと認めまして、採択といたします。

○坂東委員長 次は日程第八、消防団用資材優先配給の請願。紹介議員は上林山榮吉君であります。代つて佐藤委員から説明があります。佐藤委員。

○佐藤通委員 本請願は、昭和二十二年の十一月十三日に、鹿児島県市町村議会議員の会合が、鹿児島県市町村において開催されたので、その席上で市町村政各般の事情について、研究討論をされた結果、その中でどうしても消防団用の資材の優先的な配給をしてもらわなければ消防上に非常な支障を生じておる。こういうような見地から請願をするということになったのであります。大体請願の趣旨は、いたしましては、消防団の十分な活動をいたすためには、現在のようなガソリンの配給ではいけない。現在一台について十五リッターであります。これを三十リッターにしてもらいたい。それからなお消防団員諸君の装備の問題であります。まずさしあたり地下足袋の増配を願う。非常に不足しているから、こういう点についても十分の配意を願いたいという意味の請願であります。何とぞ右事情御了承の上、本委員会において御採決のほどお願いいたします。

〔採択〕と呼ぶ者あり
○坂東委員長 それではこれを採択して内閣に送付することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○坂東委員長 それではさように決定いたします。

○坂東委員長 次は日程第四、地方自治法の一部を改正する請願及び第六監査委員制度の確立整備に関する請願、この二件であります。私紹介議員であります。第一言明申し上げます。第四の方は、第九十九條第一項を次のように改正されたいというのである。監査委員は、普通地方公共団体の経営に係る事業の管理、普通地方公共団体の出納その他の当該普通地方公共団体の事務及び当該普通地方公共団体の長の権限に属する事務の執行を監督する。次は第九十九條第五項を第六項とし、第四項の次に左の一項を加える。監査委員は、必要があると認めるときは、普通地方公共団体が補助する団体の経営に係る事業の管理及び出納その他の事務の執行を監督することが出来る。こういう趣旨であります。日程第六も大体同様の趣旨であります。

○鈴木俊政府委員 知事と市町村長に委任せられた仕事を監査委員が当然に監督できるようにせよという点につきましては、現在この機関委任事務は國が直接に指揮監督をし得る建前になつておりました。ただ住民の五十分の一以上の者から直接請求がありました場合にはのみ機関委任の仕事については監督できるということになつておるのであります。この制度はやはり監査委員は団体自体の仕事の監督することが主たる狙いでありまして、住民から特別に請求がありまして何かいろ／＼非違がありそうだとするときにのみ監査委員の監督権を発動するというくらいがちょうど適切な調整を得る点ではないだらうかということとで現行制度ができているのであります。この際ただちにかえる必要はないのではないかと、うように考えております。それから補助

助団体に対して監督できるようにせよという点であります。これは補助をいたすときの条件によつて監督をすることあるべしということがついておるならば、監査委員が監督することができると思いますが、そうでない限り一般的に監査委員が自治団体の監督ができるというようにすることは、いさぎ過ぎではないだらうかというように考えます。

○坂東委員長 ただいま鈴木自治課長の説明の通りであります。いかがでありますか。

○高橋誠委員 これは各方面にいろいろ関係あり、非常に重大な問題だと思ひますから、さらに研究してみる必要があると思ひますので、一応留保することにいたしました方が適當でないかと思ひます。

〔賛成〕と呼ぶ者あり
○坂東委員長 それでは日程第四、第六は留保することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○坂東委員長 それではさように決定いたします。

○坂東委員長 次は日程第二、民主的な町世話人復活の請願、小松勇次君。

○高岡委員 紹介議員がおられませんが私が代つて簡単に請願の趣旨を説明いたします。御承知の通り従来の町内会、部落会またはその連合会は昭和二十二年五月三日公布の政令第十五号によつて解散され、その会の長及び補助職員であつたものは、その職務に属した事務で、その区域に係るものを主として掌る職につくことを禁止され、

その財産は処分することになり、その後においても町内会部落会と類似するものと認められるものは、名称のいかんを問はず、すべて類似団体と認められ、結成することを禁止されたのであります。これはもとよりボツダム宣言の第六項に規定の、世界征服の夢に出ずる過誤を犯さしめたる者の権力及び勢力は永久に除去しなければならぬという條項に該当するものであるとして、解散または就職禁止されたのであります。

しかしながら市民大衆が社会的共同生活をなす上において、隣保相助の精神を基調として、町内年中行事を初め、共同生活をなすに必要な世話をするため、その町内の信望ある人物が町内住民の自由意思によつて選任され、市民自治の民主的運営について親しく世話をする。これは、共同生活の必然的な方法であると考えられるのであります。ボツダム宣言の第十項には、國民の間に於ける民主主義的傾向の復活強化に対する障害はこれを除去しなければならぬといわれているが、町世話人の選任実施は、この民主的自治生活の強化に資するものであると信ずるのであります。よつて町世話人は政令第十五号の指定する団体組織でなく、また、町内住民の選出せる任意的機関であるから、町世話人の選任実施は政令第十五号に該当しないという見解について、政府その他行政官廳も同様の解釈を与えられたいというのであります。その復活を認めていただきたいというのが請願の趣旨であります。

○鈴木俊政府委員 町内会、部落会の臨時中に當りました機能の中には、

七

競争送付上大きな影響を与えたという面もあります。また従来からの隣保協同の面に關つて働いたという点もありまして、その機能全部が一概にいけなという点ばかりも言ひ得ないと思ふのであります。ただ今お述べになりました政令第十五号というボツダム政令によりまして、特に連合軍の管理政策の立場から取上げられました一つの重大な問題でございますので、事情は多々あると存じますが、目下のところこの復活をするということは、非常な困難な事情にあるように存するのであります。

○坂東委員長 本件につきましてはいかがいたしますか。

○高橋(頼)委員 本件もあまりくい理由には申し上げませんが、ただいまの府委員の答弁もありませんし、これは研究を要する重大な問題が存在しておるようであるのでありまして、留保がしかるべきだと思ひます。

○坂東委員長 留保するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 それではさよう決定いたします。

○坂東委員長 次は日程第一四、都道府縣知事と市町村長並びに都道府縣會議員と市町村會議員の選挙期日に関する請願、安東義長君外一名紹介であります。高橋君からお願ひいたします。

○高橋委員 これも紹介議員が不在のために代つて理由を説明申し上げます。

というものは、事務上非常に煩雜であるばかりでなく、候補者の完全なる選挙ができないで、しかも投票に際しましては錯誤のために理想選挙が行われなから、少くとも六箇月間くらい選挙期日を離していただきたいという趣旨なのでございますが、政府御當局の所見をお伺ひいたします。

○鈴木(俊)政府委員 同時選挙の方法につきましてはいろいろあると思ひます。昨年いたしましたような別々の投票用紙に名前を書いて出すという方法もありまして、また一定の印刷用紙を用ひまして、記号式でやるということもあると存じますが、昨年の同時選挙はその前者の方法によりましたために、多少お話にありましたような弊害があつたように存するのであります。しかし一面選挙人の側から別の観点から考えますと、何回も投票所に通つたり出されたりということは、これまた相当の負担になりますので、選挙の回数ができるだけこれを少くして、しかも今お話のありましたような錯誤がないような同時選挙を行ひ得るようにならざるを得ないと思ひます。

○坂東委員長 御意見はございませんか。

○高橋(頼)委員 これは請願者の御意思もさることながら、私は政府委員の述べられた点にも大いに理由がある。將來その手段方法を考えれば、同時選挙もかえつて選挙人に便宜を与へつつ選挙の目的を達し得るようにも考えられ

れますので、なお一層研究を要する問題だと考えますから、留保が相当だと思ひます。

○坂東委員長 高橋(頼)君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 それではさよう決定いたします。

○坂東委員長 次は日程第二〇、地方自治法第九條の改正に関する請願、紹介議員中島茂君外四名であります。高橋君からお願ひいたします。

○高橋委員 地方自治法第九條第六項に「常任委員会は、議会の議決により特に付議された事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。」かように規定されてあるのであります。これによりまして、常任委員会は議院開会中に議決した事件でなければ閉会中には審査できないというところに相なるわけでございまして、地方自治法実施せられまして一年後の今日までの休職によりまして、国会または縣議會と異なりまして、会期がきわめて短時間の市議會におきましては、議院開会中に常任委員会を開くことはきわめて少いので、議案その他の事前審査の形において、市議會開会前、すなわち閉会中に委員会を開く場合が非常に多い実情であります。しかしながらこれらの委員会は法的根拠をもつたところの委員会ではないのでありまして、單なる研究的会合にすぎない。せ

つかく慎重に審議した案件も權威がない。かくては民主憲法の理想理念を發揮するために、計画的改正が行われ

た地方自治法も、実情に副われない結果と相なりますので、これを常任委員

会は議院開会中でも随時に開会できる。かように同條を改正して、市議會本來の目的を達成するように審議せられたという要請なのでございます。

○鈴木(俊)政府委員 市の常任委員会が閉会中におきまして活動し得る途が現在ないのであるものでありまして、議會から、すなわち本會議におきまして事件を当該の常任委員会に付託いたしますならば、閉会中その事件に關する限りは調査審議できるわけでありまして、從つて問題はどうかというに常任委員会に本會議が委託するかどうか問題でありまして、具体的に本會議で提案になりました條文案の審査というところもありまして、今後市會として提出いたします特定の問題についての調査をやる、研究をする、その事件について付託するという方式も考えられるわけであります。要するに本會議の付託のしかたによつて支障がないようになるのではないかと思ふのであります。あまり委員会だけで自由に集まるということになりますと、これまた市會としての活動の一休性もなくなりまして、やはり本會議の付託を受けた事件についてやる。現在の實際の慣習が、そのところが多少手ぬかりになつておるようであるのでありまして、その点はなお今後の指導を要する点ではないかと思ふのであります。

○坂東委員長 御意見はございませんか。

○高橋(頼)委員 私はこの問題につきまして、やはりただいま政府委員の説明されたように、地方議會が主体になつて常任委員会が活動すべきものだ

と考えられますので、どこまでも議會すなわち本會議の意思によつて常任委員会が活動するというのでなければ、眞の民主的な議會をもち得ないと思ふのであります。運用いかんによつては、請願の趣旨を実現することも決して不可能でないように思われるのであります。しかし運用いかんはまだ地方自治法布かれまして日の浅いことでありまして、その結果をみなければならぬと思ふのでありまして、やはりこの請願につきましてもこの際は留保しておく方が賢明な処置ではないかと考え

ます。

○坂東委員長 高橋君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 それではさよう決定いたします。

○坂東委員長 日程第一九、地方税財政制度改正に関する請願、文書表番号第一六六一号、紹介議員中島茂君外四名紹介、坂口君代つてお願ひいたします。

○坂口委員 本件の紹介議員は中島茂君、田中松月君、平井義一君、川越博君、川野芳樹君であります。私代つて請願の趣旨を申し上げます。地方自治法の實施に伴つて、行政面では市の自主性は一應確立された感があるが、その裏づけである財政面すなわち税制は依然として中央集権的であつて、地方分権の民主憲法の理念にもと

るきらいがあり、これを改革しなくては眞の自主的行政の意味をなさないと

となる。よつてさきに地方財政委員會で決定された地方税財政制度改革綱案に基いて、速やかに地方税財政制度の改正を實施されたい。ここに九州

考えられますので、どこまでも議會すなわち本會議の意思によつて常任委員会が活動するというのでなければ、眞の民主的な議會をもち得ないと思ふのであります。運用いかんによつては、請願の趣旨を実現することも決して不可能でないように思われるのであります。しかし運用いかんはまだ地方自治法布かれまして日の浅いことでありまして、その結果をみなければならぬと思ふのでありまして、やはりこの請願につきましてもこの際は留保しておく方が賢明な処置ではないかと考え

ます。

○坂東委員長 高橋君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 それではさよう決定いたします。

○坂東委員長 日程第一九、地方税財政制度改正に関する請願、文書表番号第一六六一号、紹介議員中島茂君外四名紹介、坂口君代つてお願ひいたします。

○坂口委員 本件の紹介議員は中島茂君、田中松月君、平井義一君、川越博君、川野芳樹君であります。私代つて請願の趣旨を申し上げます。地方自治法の實施に伴つて、行政面では市の自主性は一應確立された感があるが、その裏づけである財政面すなわち税制は依然として中央集権的であつて、地方分権の民主憲法の理念にもと

るきらいがあり、これを改革しなくては眞の自主的行政の意味をなさないと

となる。よつてさきに地方財政委員會で決定された地方税財政制度改革綱案に基いて、速やかに地方税財政制度の改正を實施されたい。ここに九州

らくは今後における町村の行政部面におきまして、たとえば私の小名浜町におきましては、築港を実施しようという場合に、その築港のすぐそばの部落が、ほかの町村に編入されておるために、重要な築港の実施ができない。しかるにその隣の町村におきましては、全町村の同意がなければ部落だけの合併ができないというように、重大な築港の施工ができないというような事実もあるであります。このようにいろいろ部落によつて事情を異にしておるにかかわらず、その部落の意思表示ができないというために、あるいは部落の意思を無視して全部の町村がそこに合併されるというようなことがままあるものであります。これは町村の運用上におきまして非常に重大な問題が將來起きるのではないかと思うのであります。このたびの改正によりまして、従前の町村の分合ができる。これが従来の住民の投票によつて決することとができるということになりました場合に、従前の町村の住民の全部が分離を希望いたしましたも、隣接の部落はあくまで利害関係から考えましても、あるいは児童の通学の区域から考えましても、その分離には反対であるという強硬なる意思をその部落がもつていふのが、その内容でございまして、この問題はもとより將來自治法の改正にあたりまして、この趣旨をもつて改正を願いたいと思うのであります。政府の御意見をお聴きしたいと思うのであります。

部改正の法律の中に、新たに規定せられたのであります。実際の適用の問題といたしましては、地方の關係御当局の間の慎重な運用が必要かと考えるのであります。今御指摘の關係の中のある部落民が分離には反対で、ある部落民は分離には賛成である。しかし全体といたしては分離に賛成だということに、反対の所はそのまま残るような形ができないかというように伺えるのであります。これは從來その村が一つの村としてお働きになつておりましたが、それを戦時中に合併をいたしましたために非常に支障がある。そこで昔のままの姿を復活しようというの、今回の改正法律の趣旨でございまして、一つの從來の村と見れば、別箇の区域の新しい地方団体をつくるということになりまして、どうもあのままの手続ではやはり古い悪いのであります。かりに玉川村というものの分離が実現いたしましたならば、その後玉川村の村会において特定の部分を分離するというような方法もあるであります。しかしこれは具体的問題として考えてみましても、なか／＼ここで一律にこうしたらいい、あうしたら悪いということはいじやない問題だと思つております。とにかくあの改正法律は、旧來の町なり村なりを一体として観察しておりまして、それをさらにこまかくわけいくというふうには考えておられぬのであります。またそれをあまり強調いたしますことは、悪い意味の部落根性といひますか、そういうものがあまり強く浮び出すことになつていかぬと思ふのであります。そういう点から考えられまして、要するに從來の区域で

復活するかしらないかということを狙ひにして、規定をいたしたわけでありま

す。

○齋藤昇君 ただいまの御説明によりますれば、従前の關係の区域全体に対する問題であつて、部落の意思によつて決すべきものではないかという趣旨と了承したのであります。しかしこのたびの自治法の改正というものが、眞に住民の意思表示をするというやうなことであります。ならば、その關係の住民というものが、ほんとうにその部落の安住のために、あるいはその利害のために、最も妥當であるとして、こつこつと部落をあげてその意思を持つておつた場合にも、その意思が少しも反映されないこととは、私は民主的でないと思ふのであります。これは民主的でないと思ふのであります。なほ自治課長にお尋ねしたいことは、先ほどの説明にもありましたように、このたびの自治法の特例のみでなく、將來においての自治法の改正についても、その町村の運用上において部落のみの分合が考慮されるべきことが將來必要ではないか。先ほど私申しましたように、戦時中の問題は別個といたしまして、その執行にあつて、すぐ隣の町の小さな部落がそこに分合されないために、重大な事業も施行されないという事実も起るべき問題ではないか。私は町村合併といふやうなことを離れて、なおこの問題は將來考へていただかなければ、單にこのことのみにとらわれて考へられることはどうかと思ふのです。一応これについて御意見を伺いたいと思ふ。

○鈴木俊政府委員 今お話のありました点は、隣接のある町村の特定の部落をその隣の村に合併する、編入するといふ問題であると思ひますが、これは現在の制度によりまして、田滿に關係の両町村の間に話合がつきまして、特定の部落が他の村に編入されたという例は相当あります。これはやはりそういうふうな一つの協同生活体としてでき上つてまいりましたならば、從來他の生活体をなしておつた一部分がそこから切離れて、新しい生活体の中に吸収されるというよりは、自然の運命でございまして、無理をいたしませんでも、ある適當な機会に両町村の間におのずから解決がついて、本來の編入手続によつて編入する途があると思ふのであります。

○齋藤昇君 この問題につきましましては、いわゆる両方の町村が合意をもつてその分合ができた場合には結構であります。が、しかし両方の町村において、隣の町においてこれが実現できないために、重大な隣の町の行政上に支障を來すことも起るのであります。そういう場合を考慮されなければ、田滿なる合併はできないと私は考えます。なおこの自治法の改正につきまして、ただいま課長のお話のように、町村の全部でなければこれは法の精神に反するといふことであります。が、私はこれをもう一步進んでお考え願うために、請願者に代つてお願ひすると同時に、なおその町村の住民投票によつて意思表示をされた場合に、從來の町村当局の意思を聴くことも將來において考へらるべき問題であります。が、それについてなお自治課長の御意見を

一応お聴きしたいと思ひます。

○鈴木俊政府委員 今回の附則第二條の規定によりまして町村分離の手続は、当該住民の一般投票によると同時に、縣会の最終議決を必要とするわけでありまして、縣会におきまして最終議決をするにあたりましては、一般投票の結果が有力なる一つの資料になると思ひますが、その他にも今お述べになりましたやうな、特定の從來の町村当局の意見を聴きますとか、あるいは現在のその市会なり、町村会の意見を聴きますとか、その他できるだけのいろいろな方法によりまして、適正な資料を集めました上で、最終の決定をするということが望ましいと思ふのであります。今お述べになりましたやうな問題も、縣会が必要があれば、これを取上げて積極的に資料にするということが望ましいように思ふのであります。

○齋藤昇君 それでは縣会において最後の決定をされる上に、縣会は縣会独自の立場においてその議決を行つても差支えないというのであります。か。

○鈴木俊政府委員 縣会はもちろん自己の議決については自主的決定の権限を持つておりますから、まづた自由にてこれを決定することができるのであります。但し今の特定の部落を從來の区域から除いた区域が旧村に復活するといふことはできないと思ふ。要するにまづ／＼旧村を復活するか、それを認めるかどうかといふことについては理由があります。が、復活のしかたについてある部落を除いて復活をするといふことはできないのであります。

○高橋(順)委員 私はこの問題は結局行政の民主化、地方自治の確立、それ

に全体と部分ないしは中央と地方との調和といったような、非常に複雑した問題を含んでおられるのであります。諸願者のお考えになつておられる点も、もつともと思いますが、現在の法制を関係者が最善の努力を拂つて理想的に運営していかうということになりますと、それをもつても救済得るのではないかと思ふのであります。しかしまたきわめて特殊なものもあり得るわけでありまして、なお諸願者も將來の問題として考へておられるようでありますから、この諸願もこの際留保ということにいたしまして、一層われわれは研究をしてみるべき問題ではないかと思ふのであります。

○坂東委員長 高橋君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○坂東委員長 それでは御異議ないと認めます。

○坂東委員長 次は日程第五、警察法施行に伴う要項に関する諸願、紹介議員は私であります。

本諸願の要旨は、新警察制度の実施に際し(一)自治体警察設置の基準を人口五千以上の市町村とすることは、一部町村においては窮迫した財政の下で、到底警察経費の負担に堪えないと思はれるので、基準を市制施行地程度に改正されたい(二)公安委員の就職資格が余り厳格なため、適任者を求めることが困難であるから、その基準を緩和されたい(三)國家地方警察要員の三分の一を新任警察官と入れ替へることは、村落の治安維持に重大な影響を与えるものであるから、その配割合を緩和されたいというのであります。

○柏村政府委員 この諸願の御趣旨はまことに今回の新しい警察制度運営の面におきましてもまた制度自体に関し、たゞとて重要なものを含んでおられるのであります。その制度のいかん、たゞとて自治体警察を施行する町村の基準でありまつか、または公安委員の資格の問題でありまつか、この制度の問題に關しましては、警察法施行後日なほ今日でありますので、わが國の警察を民主化するといふ意味においてできましたこの制度を忠実に生かして、できるだけ現行制度の上において有効にこれを運営するといふことに努力をいたしたいと考へておるわけでありまつか。これは將來の問題として十分研究せらるべき問題であらうかとも考へるのであります。現在改正といふことについては考慮いたしてはおりない次第でございます。なお國家警察の三分の一を新しい警察官をもつて補充していくという問題につきましても、なるべくさういふ方向へ進みたいといふことを考へておるわけでありまつか。しかしながらそのところ、そのときによつて、必ずしも嚴格に三分の一をただちに埋めるわけにまいらない実情があると思はれるのであります。これはその土地の事情等も勘案しまして、できるだけ実情に合った配置を考へてまいりたいと思ふのであります。たとへば第一線の駐在所、派出所等に配置する警察官については、初任警察官の者をこれに充てることは極力避けまして、できるだけ経験の積んだ者をもつて充てていくという方法も考へて、こゝした制度の切替によつていふ／＼不便のある点があると思ひますが、しかしながらこの制度下において、できるだけ実情に即した配置を考へてまいりたいと思つておる次第であります。

○高橋(順)委員 警察法が実施されてからまだ日も浅いことであり、その運営の実績いかんといふこともまだ十分現れてないような關係にあるのでありまして、この諸願についてもいましばらく研究して事を決するといふ必要があるように思ひますから、留保すべきだと思ひます。

○坂東委員長 高橋君の御動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○坂東委員長 それではさう決定いたします。

○坂東委員長 次は日程第一〇、警察制度改善に関する諸願、紹介議員は原健三郎君であります。代つて小森君からお願ひいたします。

○小森委員 本諸願は大坂府会の警務委員長、京都府会の警務委員長、その他兵庫縣、三重縣、和歌山縣、滋賀縣、福井縣、奈良縣等の各縣の警務委員長の共同諸願になつておるのであります。この諸願の要旨は、ただいま坂東幸太郎氏の紹介になつております警察制度の改善とまつた同じであります。従つて議事の進行上、その要旨を申し上げることを避けまして、御了承を願ふことにいたしたいと思ひます。

○高橋(順)委員 先ほど説明いたしましたやうな理由で、同じやうな趣旨の諸願でありますから、同様に留保すべきだと思ひます。

○坂東委員長 高橋君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 それではさう決定いたします。

○坂東委員長 次は日程第一七、町村財政確保に関する諸願、日程第一八、町村財政確保に関する諸願外一件、日程第二八、町村財政確保に関する諸願、日程第二九、地方税制改革に関する諸願、以上四件は小森君からひとつ代つて説明をお願いいたします。

○小森委員 今四つの諸願が同じ意味で諸願されておりますので、一括して私から御説明を申し上げたいと思ひます。その諸願の要旨は、六・三制の経費を全額國庫負担にしてみたい。その理由といたしまして六・三制が施行されて以來、町村財政は非常な難局に當面しておる。しかも國費で半額補助になつておるけれども、事實は三分の一ぐらゐの補助で、あと三分の二が町村の負担になつておる現状である。これではどうして町村がやつていけな

い。そこで全額國費で六・三制の費用を負担してもらいたい。そうしてさらにこの諸願の要旨を見ますと、中央官廳の出先官廳が非常に地方の財政を阻害してある。それは中央の出先官廳が地方の特殊事情を知らないために、いろいろ干渉してある。それがために地方の自治体は、地方財政の面においてよくふんのことがあるためにたいへん迷惑してある。それだから出先官廳を整理してもらいたい。そうして市町村の財政を確立していく上において、市町村へ独立税、殊に入場税のごときものを地方財政の財源としてもらいたいといふことがその要旨になつております。みないずれも愛媛縣方面の諸願でありますして、要旨は同じであります。

○坂東委員長 さう決定いたします。

○坂東委員長 次は日程第一三、警察制度改善に伴う増加経費國庫負担の諸願、日程第二二、自治体警察並びに消防署の経費に対する財源の移譲に関する諸願、右一括して諸願に供します。紹介議員に代つて坂口君からお願ひいたします。

○坂口委員 本件は中島茂喜君ほか四名の紹介と、小松勇次君ほか一名諸願にかゝるものであります。前者は九州各縣の市會議長全員の合同諸願にかゝるものであります。要旨はこの諸願の題名だけで皆さん御了解がでると思ひますが、結局自治体が新しい警察制度と消防制度の実施によつて、地方財政の裏づけがないといふために非常に困つておる。従つて自治体町村並びに消防署の経費については、前に採択になりまして六・三制など学制改正に伴う諸施設の経費その他自治体の財政の現状から見て、これを十分支出する財

から、一括して申し上げたことを御了承を得たいと思ひます。

○高橋(順)委員 ただいま諸願となつております諸願につきましては、國家財政と地方財政の確立といふ二つの面から、その調和をいかにするかという問題について、いろいろ困難の点もあるかと思ひますけれども、諸願の趣旨はもはや今日においては國民の世論と考へられるのでありまして、採択してしかるべきだと思ひます。

○坂東委員長 この四件を一括して採択の上内閣に送付するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○坂東委員長 さう決定いたします。

○坂東委員長 次は日程第一三、警察制度改善に伴う増加経費國庫負担の諸願、日程第二二、自治体警察並びに消防署の経費に対する財源の移譲に関する諸願、右一括して諸願に供します。紹介議員に代つて坂口君からお願ひいたします。

○坂口委員 本件は中島茂喜君ほか四名の紹介と、小松勇次君ほか一名諸願にかゝるものであります。前者は九州各縣の市會議長全員の合同諸願にかゝるものであります。要旨はこの諸願の題名だけで皆さん御了解がでると思ひますが、結局自治体が新しい警察制度と消防制度の実施によつて、地方財政の裏づけがないといふために非常に困つておる。従つて自治体町村並びに消防署の経費については、前に採択になりまして六・三制など学制改正に伴う諸施設の経費その他自治体の財政の現状から見て、これを十分支出する財

から、一括して申し上げたことを御了承を得たいと思ひます。

○高橋(順)委員 ただいま諸願となつております諸願につきましては、國家財政と地方財政の確立といふ二つの面から、その調和をいかにするかという問題について、いろいろ困難の点もあるかと思ひますけれども、諸願の趣旨はもはや今日においては國民の世論と考へられるのでありまして、採択してしかるべきだと思ひます。

○坂東委員長 この四件を一括して採択の上内閣に送付するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○坂東委員長 さう決定いたします。

○坂東委員長 次は日程第一三、警察制度改善に伴う増加経費國庫負担の諸願、日程第二二、自治体警察並びに消防署の経費に対する財源の移譲に関する諸願、右一括して諸願に供します。紹介議員に代つて坂口君からお願ひいたします。

○坂口委員 本件は中島茂喜君ほか四名の紹介と、小松勇次君ほか一名諸願にかゝるものであります。前者は九州各縣の市會議長全員の合同諸願にかゝるものであります。要旨はこの諸願の題名だけで皆さん御了解がでると思ひますが、結局自治体が新しい警察制度と消防制度の実施によつて、地方財政の裏づけがないといふために非常に困つておる。従つて自治体町村並びに消防署の経費については、前に採択になりまして六・三制など学制改正に伴う諸施設の経費その他自治体の財政の現状から見て、これを十分支出する財

から、一括して申し上げたことを御了承を得たいと思ひます。

○高橋(順)委員 ただいま諸願となつております諸願につきましては、國家財政と地方財政の確立といふ二つの面から、その調和をいかにするかという問題について、いろいろ困難の点もあるかと思ひますけれども、諸願の趣旨はもはや今日においては國民の世論と考へられるのでありまして、採択してしかるべきだと思ひます。

○坂東委員長 この四件を一括して採択の上内閣に送付するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○坂東委員長 さう決定いたします。

源の裏づけがないという点でありまして、そのためにこういう地方団体に対して、国会においては経費を賄い得る十分なる財源を急速に市町村に委譲されるよう御処置願いたいという要旨でありまして、もしそのことがただちにできないということでありましたならば、そういう地方財政の確立する時期まで、こういう費用の全額を國庫において交付金として支給せられたいという請願の要旨であります。御採択願います。

○坂東委員長 日程第一三、第二は採択に御異議ありませんか。

○坂東委員長 それでは採択して、政府に送付いたします。

○坂東委員長 日程第一〇、電気ガス税設定反対の請願、紹介議員前田榮之助君。日程第一六、鉱業用工作物に対する課税に関する請願、紹介議員伊藤卯四郎君。紹介議員に代つて菊池委員の説明を願います。

○菊池(重)委員 代つて簡単に理由を申し上げます。先ず電気、ガス税反対の請願を申し上げます。本税は課税の根本要素たる課税能力と何らの関係もない人頭割当的な消費税であり、悪平等を越えた貧乏人いじめであるというのが第一の理由であります。そもく家庭におきまして、電氣をもつて、ガスをもつて炊事を行う場合、その消費量は決して課税能力を表わすのではなく、金持ちも貧乏人もほぼ均等に近しい消費をするものであります。かかるとも同一の率で税金を課することには貧乏人いじめである。第二には生産方面における電氣、ガスはいずれも工

場の基礎資料であり、従つて電氣、ガス税はすべてのものの生産費に影響するから、経営者はこれを生産費、価格に加算する。ゆえにただちに生産価格の上昇を招くことになり、結果において一般大衆の負担となり、貧乏人いじめとなることは家庭用の場合と何ら異なるところはないのであります。電氣、ガスを消費して利潤を得た者は、何らの負担もしておらないのであります。第三に、しかも都市といわず、農村といわず、國民の窮乏をよそ目に、暴利をむさぼるやみ屋、新興成金等は、政府その他のこの怠慢につけ込み、公然と脱税をし、貧乏の限りを盡しておる。かかる有害なる、しかも不都合な者たちを対象とする課税を、困難を理由に徴収を怠り、一方において、安易なる方法をとつて、一般大衆を苦しめるような当局の課税方法に対して、われ／＼はなんとしても反対しなければならぬ。こういう要旨であります。どうぞ御採択を願います。

次に伊藤卯四郎君の紹介になる鉱業用工作物に対する課税に関する請願の理由を申し上げます。地方財政の逼迫に際し、各地方ともあらゆる税源を求め、これが打開に努力せられつつある事情は了解いたしますが、國家再建の基礎である石炭鉱業に高度な地方税を賦課することは、親の心子知らずで、國家があらゆる施策を石炭産業に集中して、なお所期の目的を達成し得ない実情に、はなはだしく背馳するものと思料いたします。石炭業者といえども、適正な課税に對してはあえて協力を惜しむものでないことは申すまでもありません。現下石炭の緊要性につい

ては、詳述するまでもなく、政府におかれましては重要産業の第一位として取扱われ、あらゆる施策を傾倒して、これが保護助成に努力されておる次第であります。従つて地方税の賦課についても、地方の財政補填の理由のみを以つて、適正ならざる課税物件にいたすらに高度の税率を賦課されるということとは許さるべきことではないのであります。そも／＼わが鉱業政策は、明治時代より斯業の發展助長のために、特に鉱業法中に鉱業税の一章を設け、鉱業税と鉱区税以外に課税せられざることを明記し、地方税賦課率もこれを制限すると同時に、北海道、府縣及び市町村は鉱業に對し、鉱区または鉱産物もしくは直接鉱業用の工作物、器具、機械を標準として課税することを禁止せられ、鉱業法第六章「昭和十四年鉱区税法制定に伴い」を削除し、かかる

課税の沿革から見て、かつ現下の諸般の石炭政策を勘案し、直接鉱業用工作物、炭鉱住宅、電氣機器、選炭機等に対する課税は適正ならざるものと見料するのであります。北海道における選炭機は、名称は選炭機税なるも、實際は選炭機の基數、または選炭を経たる數量を標準となさず、炭鉱機械の有無にかかわらず、石炭の生産數量を基準として一トン当り四円ないし四円五十銭を賦課しておるのであります。なお現下の石炭業界の經濟事情は、周知の通り課税能力を喪失しておりまして、当局の言うがごとく、助成金をすべて炭價改訂の際、これに織り込むものとすれば、新炭價決定まで徴税を猶予せられたい。御參考までに、九州石炭業協會の地方財政委員會及び大藏次官宛陳情書を添附してあ

るのであります。これは長くなりましてから省略いたします。以上が本請願の理由であります。

○坂東委員長 日程第九、電氣、瓦斯税設定反対の請願をお諮りいたします。

○高橋(順)委員 この請願は地方財政の自主化、地方財源の確保という点から考へまして、よほど研究を要する問題であり、なお目下本委員會において審議中の地方税法を改正する法律案等とも関連があるのであります。この際留保いたしておくべきものと思ひます。

○坂東委員長 高橋君の動議に御異議ありませんか。

○坂東委員長 それではさう決定いたします。

○坂東委員長 日程第一六につきましてお諮りいたします。鉱業用工作物に対する課税に関する請願についてお諮りいたします。

○高橋(順)委員 この問題は同様の理由から留保が至当と思ひます。

○坂東委員長 高橋君の動議に御異議ありませんか。

○坂東委員長 それではさう決定いたします。

○坂東委員長 日程第一六につきましてお諮りいたします。鉱業用工作物に対する課税に関する請願についてお諮りいたします。

○高橋(順)委員 この問題は同様の理由から留保が至当と思ひます。

○坂東委員長 高橋君の動議に御異議ありませんか。

○坂東委員長 それではさう決定いたします。

○坂東委員長 次は日程第二一、日程第二三、二四、同じく二五、二七、これを一括して議題に供します。小枝君から説明を求めます。

○小枝委員 まず市町村に税務調整委員會設置の請願、これは請願人は鹿兒島縣鹿兒島市會議長増田靜君から提出したものであります。これは理由とい

たしましては、本年度における所得税の賦課は、所得調査の不徹底、課税標準率の不合理的により、きわめて不公平に課せられたるにより、これが適正を期するためには、ぜひとも各市町村に税務調整委員會を設置せられるよう制度制定方を要請するものであるというのであります。

それから住民税の税額制限撤廃の請願であります。これも同じく請願人は増田靜君の提出にかかるものであります。その理由をいたしますところは、住民税の徴收限度が規定されてある現在では、各種の支障を招来しているの、各市町村の事情に即したる税額を徴收し得るよう改善方を要請するということにあるのであります。

次に、自治警察費を國庫又は縣において全額負担の請願であります。これも同じく増田靜君の提出にかかるものであります。その理由は、市町村財政の現状と國家治安の緊急性に鑑みて、自治警察の費用を國庫または縣において全額負担するよう要請するといふにあるのであります。

次に、社會教育主事を市町村に常駐の請願、これも同じく増田靜君の請願であります。その理由は、現在のごとく國民道徳の頹廢せる世相を、一日も早く秩序ある世相に回復するため、社會教育主事を各市町村に駐在せしめ、その経費は國費または縣費負担とせられるよう、その筋に要請するといふのであります。

次に、國の委任事務簡明確化等に関する請願、これも同じく鹿兒島市會議長の増田靜君の提出によるものであります。理由とするところは、市町

村における委任事務の分野を明瞭ならしめるとともに、困難せる市町村財政の円滑なる遂行を期せんとするにあるというのであります。以上であります。

○坂東委員長 日程第二の一自治警察費を國庫又は縣において全額負担の請願についてお諮りいたします。

○門司委員 だいたいの請願であります。警察制度の改革をいたしまして、まだ日も浅いことでありまして、從來警察制度の改革が、地方分権とさらに警察自体の民主化のために行われたことでもありますので、往々にしてた

だいたいの意見が出るかとも思いますが、しかしこれはまだ相当研究した上でないと、いずれとも決しかねる状態だと考えておりますので、この際留保されんことを希望いたします。

○坂東委員長 だいたいの動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 それでは留保に決しました。

○坂東委員長 次は、日程第三三市町村に税務調整委員会設置の請願であります。

○高橋（順）委員 この請願は一応私賛成するものであります。しかしこれまたいろいろ複雑な問題を包蔵しているように考えますので、私としては、なお一層研究してみたいと思うのであります。留保されるようお願いいたします。

○坂東委員長 高橋君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 それでは留保に決しました。

した。

○坂東委員長 次は日程第二四、住民税の税額制限撤廃の請願をお諮りいたします。

○門司委員 請願の趣旨がよくわからないのであります。住民税に対する制限は大体なくなつてゐるのではないかと考えております。しかしながら、おのずから課税標準がありまして、その課税標準に対して賦課するのでござい

ますので、当然限界がで得ることだと思ひますが、しかし課税の標準が、いわゆる貸賃價格による一部課税標準をとり、さらにそれに対する所得を勘案してかけておきます税額でありますので、制限額の廃止は私は当然だと考えており、また実質的にはさうなるものと考えておるのであります。従つてこの問題につきましては、これを採択していただきたいといふことを希望いたします。

○坂東委員長 これを採択して、内閣に送付することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 それではさう決定いたします。

○坂東委員長 次は日程第二五、社会教育主事を市町村に常駐の請願をお諮りいたします。

○大内委員 趣旨は大体よろしいと思ひますが、現在の國情において、出先機関を整理する、行政整理をするというふうな場合に、國費をもつて各市町村にそうした社会教育主事というふうなもの置くことは、今日の財政上容易でないと思ひますから、この請願は保留にしたいと思ひます。

○坂東委員長 大内君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 それではさう決定いたします。

○坂東委員長 次は日程第二七、國の委任事務簡明確化等に関する請願をお諮りいたします。

○門司委員 これは採択した方がよいと思ひます。

○坂東委員長 本件はこれを採択して、内閣に送付することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 それではさう決定いたします。

○坂東委員長 次は日程第一、通訳案内業法制定の請願、紹介議員受田新吉君に代りまして、門司亮君から御紹介を願ひます。

○門司委員 紹介議員に代りまして、一応請願の理由を申し上げたいと思ひます。この通訳案内業法制定に関する請願の理由といたしましては、これは、わが國が文化國家、平和國家を再建する上において、観光事業、なかんずく外客誘致事業の振興がいかに緊切であるかは、多く言うを要しないところであります。しかしして該事業の一環として外客接遇の第一線に立つ通訳案内業者の活動のいかんが、わが國の將來における外客誘致事業の隆替に影響するところ少からざるものがあることは疑いのないところであります。しかるに、從來これら業者を律していた関係規則は、罰則等の關係から、法律第七十二号により、昨年末限り廃止せられまして、その後これに代るべき法規が存し

ないため、現在はいまつたく無秩序のままに放置せられ、各個に放恣な營業をしてゐる状態でありまして、ために業者の地位は安定を欠くのみならず、玉石混淆し、斯業の健全な発達を期する上に重大な暗影を投じてゐるのであります。

今や國內に駐在する多数の進駐軍將兵及びその家族並びに各國の民間貿易業者の訪日を初め、米國観光船の相次ぐ横浜入港など、日を逐うて外客の來邦をみんとする機運にあり、殊に將來講和條約締結後は、歐米人の來邦と相まつて、いよゝ接遇の重要性を加へることとは明白であります。よつて來るべき日に備へまして、この際これら外客の斡旋機關の重要な一環をなす通訳案内業者の積極的育成指導をはかることが、焦眉の急務と思料されるのであります。政府におかれても、一日も早く通訳案内業の育成及び指導監督を主たる内容とする法令を制定し、もつてわが國観光事業の充實振興を期せられんことを切望してやまない次第であります。以上が大体本請願の理由であります。何とぞ御審議あらんことをお願いいたします。

○坂東委員長 運輸事務官田中健之助君。

○田中（健）政府委員 だいたいま述べになりました御趣旨に對しましては、運輸省といたしましてはもつたく同感でありまして、至急御趣旨に副うようになつたと思ひまして、ただいま關係の筋とも鋭意折衝中でありまして、速やかなる制定に對して、さらに一層の努力をいたしたいと、かように考えておる次第であります。

○坂東委員長 これを採択して内閣に送付することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 それではさう決定いたします。

○坂東委員長 これではさう決定いたします。

○坂東委員長 これで請願は全部済みまして、次は陳情であります。この陳情につきましての取扱ひ方をお諮りいたします。

――陳情第一から第八九までの八十九件につきましては、すでに文書表において十分承知してあることと思ひます。また個々の陳情等もあつて、わかつておりますから、これは全部委員会において承知したことにして、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 それでは、さう決定いたします。

これで請願、陳情、全部議了いたしました。それでは暫時休憩いたします。

午後四時八分休憩
午後七時十九分開議

○坂東委員長 休憩前に引續いて會議を開きます。

地方財政関係三案を一括して議題に供します。松澤君。

○松澤（兼）委員 だいたいま上程になつております地方税法、地方財政法、地方配付税法の件であります。御承知のように本委員会におきましては、地方財政改正に関する小委員会を設けまして、從來慎重審議を續けてきたわけでありまして、この小委員会の法案は一応本委員会に報告済となつておるのであります。委員会全体におきまして承認せられました案はこの委員会といたしましては、大体次のようなものであつたのであります。すなわち第一案と

いたしまして、酒消費税の創設、小賣価格の二〇%を課税するとして、約六十億の収入及び電気、ガス税のうち重要産業用の電気に対する免税の規定を廃止して、約五億の収入、この二つの財源をもつて、事業税のうち、個人の行う第二種事業に対する課税を廃止する、この金額が三十九億八千万円、及び特別所得税を廃止する、この金額が約九億、住民税を軽減する——一納税義務者当り提案せられております一千円という額を九百円に下げ、これが約十五億六千九百万円、これらの合計は六十四億四千九百万円であります。さきに申し上げた六十五億の財源をもつて、これらの地方税を廃止または軽減いたしました、差引五千百万円残るわけでありまして、これは地方債の補填に充てるという案であります。かような小委員会の報告を御承認いただきまして、政府及び関係当局と折衝の結果、酒消費税の五%を徴収する、その金額が約十五億であります。この財源をもちまして、住民税千円とありますのを九百円に下げ、その金額が十五億でありますから、大体両者の見合いがつく、こういう関係になつておるのであります。そこで現実の問題として、本委員会としましては、政府及び関係方面の承認を得ました酒消費税の五%課税による十五億をもちまして、住民税一納税義務者当り百円軽減するという修正をいたしたい。かように考えるのであります。一応現実的な問題といたしまして、本日はこの程度で満足しなければならぬ状態にあると考えるのであります。先ほど申しました地方財政に関する小委員会の決定、本委員会において承認をえしました六十五

億の財源をもつて、事業税の廃止、特別所得税の廃止、住民税の千円を九百円にするという案が、委員会の一致した意見であると存じますので、この小委員会の報告通り、これを委員長の報告の附帯条件として、本会議に御報告願いたいのであります。しかし政府及び本委員会におきましては、この案が実現できるように、閉会中も継続審議を、次の国会におきましては、この希望が実現できるように、本委員会全員一致をもつて実現方を努力したい、こういう附帯条件をぜひともお加え願いたい、かように考えるのであります。

以上によりまして現在議題となつております地方財政関係の三法案に関する本委員会の決定及び三法案に対する委員会の附帯条件といたしたい、かように考えるのであります。以上簡単にありますが御報告申し上げたのであります。

なおこの際特に委員長にお願いして、お諮り願いたいことは、地方団体関係の各方面から今回の地方財政の決定あるいは地方財政委員会の運営に関し、または地方財政委員会と政府との関係につきまして、きわめて強い批判が下されておるのであります。それらの意向を同じく附帯条件の中に記入していただきたいと考えるのであります。それは以下申し上げる点であります。

一、今回提案せられた地方税の中には、国民負担に相当でない認められるものがあり、また今回の税制によれば、地方税制に自主性及び弾力性を欠くから、政府は引續いて根本的の地方税制改正案を立案して次期国会に提出せられたい。

二、本年度において地方団体は多額の地方債を発行しなければならぬことになつておるが、政府はこれが消化について万全の措置を講じてもらいたい。

三、現在の地方財政委員会は臨時の機関であるが、地方財政を主管する強力な民主的、恒久的機関を設ける必要があること認められるので、政府は所要の法案を次期国会に提出せられたい。以上の三項目であります。これも併せて御採擧くださいます。委員長報告の中に織り込まれんことをお願いするわけでありまして。

なお数字、あるいは條文の整理、あるいは報告等は委員長において適当に取扱われんことを併せてお願いを申し上げます。

申し忘れましたが、法律の公布の日が法案の中におきましては七月一日より実施するといふふうになつておるのであります。法案の提出が遅れ、また審議等の関係がありまして、七月一日から実施することができなくなりまして、法案が公布せられた日からこれを実施するといふふうにお改め願いたいのであります。以上をもつて報告を終ります。

○松澤委員 本日はたいま提案になりました地方税法の改正案に対する修正案は必ずしも私の満足するものでありません。そのうちにおきましては、農山漁村方面においてその生産意欲、供出意欲を減退せしめ、かえつて半面にインフレを助長する原動力となるといふようなことを憂慮して、非常に反対する方面があります。少くとも事業税については相当に考えなければならぬのであります。また特別所得税におきましては、医師、産婆といふようなものに課税いたすことによりまして、国民の医療保健等に及ぼす影響も考えられます。これらをもこの際課税いたしますときは、また相當に国民負担の上を考えなければならぬ問題であります。そういつたことには相當にまだ研究の問題がありますけれども、また今後の問題として、地方団体の財政力は今後六・三制の実施や、地方自治体警察、消防の充実に必要、あるいはその他復旧、生産振充のために多くの経費を所要し、いよいよ財源に枯渇し、窮乏を訴えるに相違ないのであります。これに對して政府は根本的に地方団体の自主化、健全化負担分担の妥當といふような見地から、地方税制を根本的に体系を確立するといふことに努力をしてもらわなければなりません。少くともたまたま松澤委員から述べられたところの、次の国会において全員が一致してさきにきめられた委員会の案を実現するように努力するといふことを附帯条件として、この修正案に加える、これを条件として私は本日提案になりました修正案に賛意を表するものであります。

○松澤委員 なおもう一つ忘れておつた件があるのであります。それは國稅の所得税の課率が予算修正に伴ひまして、所得稅收入見込額が百八十億千円増加することになり、また六・三制整備に關する経費、災害対策費の増額を國會の承認を得たわけでありまして、そのために地方財政需要が約四億七千二百萬円増加することになりましたので、本年度における繰入割合、配付率及び昭和二十五年における繰入割合に変更を加える必要が生じたのであります。その修正の内容は酒の消費税を徴収するように改めることと、それから先ほど申しました配付率の割合を第三十七條中の百分の二五・八七を百分の三〇・三二に、百分の三四・二九を百分の三〇・七八に改める。なお第三十八條中百分の二三・〇九三を百分の二三・七四、百分の三九・一三三を百分の三九・六七に、百分の二八・五四を百分の二五・四〇に、百分の三七・三七を、百分の三三・五七に改めるのであります。重ねて申し上げますが、これらの條文の整理あるいは数字の変更は、委員長において適当にお取計らいのほどをお願いいたします。

○坂東委員長 ちよつと速記を止めて……

〔速記中止〕

○坂東委員長 速記再開。高岡君。

○高岡委員 私はたいま議題となつております三法案につきまして、松澤委員より出されました修正意見につきまして、きわめて簡単に賛成の意見を述べたいと思ひます。

健全財政を確立しなければならぬことは、ひとり國家の財政のみならず、地方公共団体の財政についても同じこととが考えられなければならぬのであります。國庫の財政は、御承知の通り、若干遺憾の点はありませんけれども、收支の均衡を得て、一昨日危局突破の予算が大多數の賛成をもつて可決されたのであります。地方公共団体の財政に至りましては、まことに深刻な窮迫の度を加えておまして、破局の一步手前に瀕しておると言つても過言では

ない、否むしる破産状態になつておる
ということが争われない現状であるの
であります。さればこそ私どもはこの
地方税制に關しまして、松澤委員を小
委員長とする地方税制に關する小委員
会をつくりまして、各委員がきつめて
熱心に、たとへば何か國家の税源を地
方に大幅に委譲するものはないか、あ
るいは新しい財源はないかと慎重審議
をいたしました結果、ただいま報告が
ありました第一案、第二案を小委員会
として満場一致つづつたのであります。
す。しかしてこの案につきまして、開
係方面と折衝をいたしましたのであり
ます。遺憾ながら了解を得るに至らな
かつたという報告を得たのであります。
先般、委員会が修正意見を持つており
ながら、原案をのむことは、はなはだ
委員会としての面目問題であるとい
う話もあつたのであります。私は委員
会が最後まで最善を盡して努力をし
た、しかもこのボグダム宣言は日本國
民全体の名において受けました條件で
ありますから、むしろこれを甘受する
ことが当然でありまして、決して委員
会の面目問題に關するものとは考へて
おりません。しかしながらこういふ重
大な案件が、会期まさに盡きんとい
します瀬戸際になつて、しかも夕刻ま
でかように審議を続けなければなら
ないような大きな原因がどこにあるか、
もちろんいろいろ原因がありましょ
うけれども、私どもお互い議員がこの
点に十分反省を加へまして、來るべき
第三國會よりは、かようなせつば詰ま
つた審議を続けたいように、委員長に
特に要望をいたしておく次第なのであ
ります。私どもはもちろんだ方財政の
緩和をはかり、健全財政を確立せしむ

るために第一案をつくつたのでありま
すが、了解を得るに至らなかつた。申
すまでもなく政治は理想ではないので
あります。実行の問題であります。か
がゆえに、けさはと報告をいただき
ましたように了解を得ました案、つま
り小賣價格の五割に當る酒、タバコ
の消費税を創設し、そこに財源を抽出
いたしまして、これを住民税の軽減に向
ける、これを修正意見といたしまして
て、小委員会できつくり上げました第一
案は、松澤委員の御報告の通り、希望條
項として、強く政府に要望いたします
とともに、來るべき第三國會にはぜひ
その実現に、政府から努力していただ
くといふことを條件といたしまして、
私は松澤委員の報告に全面的に賛意を
表するものであります。

それから特別營業税とありますが、
これが特別所得税と名前が交つたとい
うような事務的な修正は、委員長に御
一任をしておきたいと思ひます。簡單
に賛成の意見を開陳いたします。

○小枝委員 ただいま議題となつてお
ります三法案に對しまして、松澤委員
より修正意見の御開陳がありました
が、私はその修正案に對しまして賛意
を表するものであります。ただ私はこ
の機会に二、三最も強く希望意見を附
しておきたいと存じます。

その第一点は、國民協同党としても
黨綱としてすでに態度を決定しておつ
たのであります。この事業税は一種
の課税であるといふことは考へており
ます。その事業税を設けるのやむな
きに至るといふことも、少くとも農業生
産物における主産、並びに供出物資に
對しては、事業税を課さないといふこ
とを、今日まで根本の方針としてやつ

てまいつたのであります。なおまた医
師、齒科医師、看護婦等に対しまして
も、免稅の法的措置をとることが大衆
の利益を擁護するゆゑであることを
考へまして、これを強く主張してまい
つたのであります。しかしながらすで
に本法案も關係各方面と折衝せられま
して、本國會におきましては、當委員
会においても全力を盡した後でありま
して、いづれもこれらの主張は來るべ
き議會に譲るのやむなきものと考へま
して、ただいま松澤委員よりも強く御
主張になりましたこと、かかる税金
については將來大いに改廢の必要があ
るのでございまして、必ず次の國會ま
ではこれを十分にわれわれの意見を
貫徹すべく、どこまでも努力するとい
う確信と信念のもとに、強くわれわれ
の希望を主張いたしまして修正案に賛
成するものであります。

○松澤委員 先ほど私意見を開陳
しましたときに、私の意見と申し上げ
ましたけれども、これはただいま民主
自由黨の代表意見として申し上げたこ
とにいたしましたから、さようお含み
願ひます。

○坂東委員 此の際お語りいたしま
す。委員外林百郎君より發言を求めら
れておりますが、いかがですか。

○佐藤委員 本委員会における本
法案審議の状況はすでに質疑を終え
て、討論も最終段階にはいつておる。
討論の過程において、林君のおそら
く質疑に類するものであらうと思ひま
するが、私の意見としてここにその必
要なしといふことを申し上げたいと思
ひます。

○坂東委員 今の佐藤君の御意見に
對していかがですか。

〔賛成「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○坂東委員 それではその通り決し
ました。

それでは採決いたします。ただいま
松澤君の御意見は、地方財政法案、地
方税法を改正する法律案、地方配付税
法案の三案について、修正動議並びに
希望條項を述べられたのであります
が、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○坂東委員 それでは満場御異議な
いものと認めます。次に委任されまし
たことと委員長においてこの法文化等
の整理をいたしますことに御異議あり
ませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○坂東委員 それではさうにいた
します。

本日はこれにて散會いたします。
午後七時五十三分散會

参 照

地方税法を改正する法律案（内閣提
出）に關する報告書
一、議案の要旨及び目的
本法律案は、六、三制の新教育制
度の実施、頻発した災害復旧対策、
インフレの進行に伴う人件費、物件
費等の増加、警察消防の地方委託に
要する経費等のため、地方財政に多
額の財源を必要とするに至つたの
で、これに對処し得るよう、地方
税制の改正を行うことを主たる目的
としたものであつて、全文百五十箇
條よりなつており、この目的の外、
財政自主化を一步進めるために、監
督廳の許可の全額に關する事項及び
徴收の確保を期するための罰則等の
強化に關する事項をその内容として

いるのである。
二、議案の修正議決理由
地方財政窮迫の現況に對処するた
め、地方税制度を改革する必要がある
ので、そのためには、本法の制定
並びに別紙の如き修正を必要且つ妥
当と認めたので、本案を修正議決し
た次第である。

右報告する。
昭和二十三年七月四日
治安及び地方
制度委員長 坂東幸太郎
衆議院議長 松岡 駒吉殿
（小字及び一は修正）

地方税法を改正する法律案の一部を
次のように修正する。
（課税除外）
第十三條 左に掲げるものに対して
は、地方税（地産税、入場税、○酒
税、ガス税、木材取引税及び遊興飲食
税、これらの附加税並びに遊興飲食
税を除外。）を課することができな
い。但し、第二号から第六号までに
掲げる土地、家屋又は物件を他に使
用収益をなす場合に關して、その使
用収益をなす者に課するとき並びに
第二号及び第四号から第十一号まで
に掲げる土地、家屋又は物件を有料
で使用する場合において、その所有
者に課するときはこの限りでない。

一、國、地方團體その他命令で定め
る公共団体の事業又は行為
二、國、地方團體その他命令で定め
る公共団体において公用又は公共
の用に供する土地家屋又は物件
三、國又は地方團體の所有する土
地、家屋又は物件
四、宗教法人においてその用に供す
る建物及びその境内地又は構内地

- 五 墓地
- 六 公衆用道路、鉄道用地、軌道用地、運河用地及び水道用地
- 七 用悪水路、ため池、堤とう及び井溝
- 八 保安林
- 九 國宝又は史跡若しくは名勝として指定された家屋
- 十 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一條の学校及び内閣総理大臣の指定するその他の学校をいう。）において直接保育又は教育の用に供する土地及び家屋
- 十一 社会事業法（昭和十三年法律第五十九号）第三條の規定による事業開始の届出をなした社会事業、生活保護法（昭和二十一年法律第十七号）による保護施設、司法保護事業法（昭和十四年法律第四十二号）による司法保護事業及び児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）による児童福祉施設のために供する土地及び家屋
- 十二 恩給金庫、庶民金庫及び復興金融金庫の事業
- 十三 大日本育英会の事業
- 十四 食糧配給公団、船舶公団、石油配給公団、配炭公団、産業復興公団、貿易公団、價格調整公団、酒類配給公団、食料品配給公団、飼料配給公団、油糧配給公団、及び肥料配給公団の事業
- 十五 健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会の事業、国民健康保険の事業を行う法人の国民健康保険の事業並びに農業共済組合、漁船保険組合及び木船保険組合の事業

- 組合の事業
- 十六 健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）、船舶保険法（昭和十四年法律第七十三号）、厚生年金保険法（昭和十三年法律第六十号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、失業手当法（昭和二十二年法律第四十五号）及び失業保険法（昭和二十二年法律第四十六号）の規定により保険給付として支給を受ける金品
- 十七 生活保護法の規定により給付を受ける保護金品
- 十八 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の規定により給付を受ける災害補償金
- 十九 船舶の擱浅又は砂礁の採取のため直接使用する工作物、器具及び機械で内閣総理大臣の指定するもの
- 二十 相続に因る土地、家屋又は物件の取得
- 二十一 法人の合併に因る土地、家屋又は物件の取得
- 二十二 保険業法（昭和十四年法律第四十一号）により金庫がその保険契約の全部の移転契約により不動産を移転する場合における不動産の取得
- 二十三 委託者から受託者に信託財産を移す場合、委託者のみが信託財産の元本の受益者たる信託に因り受託者から受益者に信託財産を移す場合及び信託の受託者の更迭の場合における不動産の取得
- 二十四 住宅組合の事業及び住宅組合法（大正十一年法律第六十六号）

- による組合員の住宅又はその用地の取得
- （特別徴収義務者）
- 第三十六條 地方団体は、左に掲げる税目については、その徴収の便宜を有する者をして、これを徴収させることができる。
- 一 釐産税 釐産税附加税
- 二 入場税 入場税附加税
- 三 酒消費税 酒消費税附加税
- 四 電気ガス税 電気ガス税附加税
- 五 電話加入権税 電話加入権税附加税
- 六 木材引取税 木材引取税附加税
- 七 遊興飲食税 遊興飲食税附加税
- 八 入湯税 入湯税附加税
- 九 入湯税附加税
- 十 入湯税附加税
- 十一 入湯税附加税
- 十二 入湯税附加税
- 十三 入湯税附加税
- 十四 入湯税附加税
- 十五 入湯税附加税
- 十六 入湯税附加税
- 十七 入湯税附加税
- 十八 入湯税附加税
- 十九 入湯税附加税
- 二十 入湯税附加税
- 二十一 入湯税附加税
- 二十二 入湯税附加税
- 二十三 入湯税附加税
- 二十四 入湯税附加税
- 二十五 入湯税附加税
- 二十六 入湯税附加税
- 二十七 入湯税附加税
- 二十八 入湯税附加税
- 二十九 入湯税附加税
- 三十 入湯税附加税
- 三十一 入湯税附加税
- 三十二 入湯税附加税
- 三十三 入湯税附加税
- 三十四 入湯税附加税
- 三十五 入湯税附加税
- 三十六 入湯税附加税
- 三十七 入湯税附加税
- 三十八 入湯税附加税
- 三十九 入湯税附加税
- 四十 入湯税附加税
- 四十一 入湯税附加税
- 四十二 入湯税附加税
- 四十三 入湯税附加税
- 四十四 入湯税附加税
- 四十五 入湯税附加税
- 四十六 入湯税附加税
- 四十七 入湯税附加税
- 四十八 入湯税附加税
- 四十九 入湯税附加税
- 五十 入湯税附加税
- 五十一 入湯税附加税
- 五十二 入湯税附加税
- 五十三 入湯税附加税
- 五十四 入湯税附加税
- 五十五 入湯税附加税
- 五十六 入湯税附加税
- 五十七 入湯税附加税
- 五十八 入湯税附加税
- 五十九 入湯税附加税
- 六十 入湯税附加税
- 六十一 入湯税附加税
- 六十二 入湯税附加税
- 六十三 入湯税附加税
- 六十四 入湯税附加税
- 六十五 入湯税附加税
- 六十六 入湯税附加税
- 六十七 入湯税附加税
- 六十八 入湯税附加税
- 六十九 入湯税附加税
- 七十 入湯税附加税
- 七十一 入湯税附加税
- 七十二 入湯税附加税
- 七十三 入湯税附加税
- 七十四 入湯税附加税
- 七十五 入湯税附加税
- 七十六 入湯税附加税
- 七十七 入湯税附加税
- 七十八 入湯税附加税
- 七十九 入湯税附加税
- 八十 入湯税附加税
- 八十一 入湯税附加税
- 八十二 入湯税附加税
- 八十三 入湯税附加税
- 八十四 入湯税附加税
- 八十五 入湯税附加税
- 八十六 入湯税附加税
- 八十七 入湯税附加税
- 八十八 入湯税附加税
- 八十九 入湯税附加税
- 九十 入湯税附加税
- 九十一 入湯税附加税
- 九十二 入湯税附加税
- 九十三 入湯税附加税
- 九十四 入湯税附加税
- 九十五 入湯税附加税
- 九十六 入湯税附加税
- 九十七 入湯税附加税
- 九十八 入湯税附加税
- 九十九 入湯税附加税
- 一百 入湯税附加税

- 一 入場税 入場税附加税
- 二 入場税 入場税附加税
- 三 入場税 入場税附加税
- 四 入場税 入場税附加税
- 五 入場税 入場税附加税
- 六 入場税 入場税附加税
- 七 入場税 入場税附加税
- 八 入場税 入場税附加税
- 九 入場税 入場税附加税
- 十 入場税 入場税附加税
- 十一 入場税 入場税附加税
- 十二 入場税 入場税附加税
- 十三 入場税 入場税附加税
- 十四 入場税 入場税附加税
- 十五 入場税 入場税附加税
- 十六 入場税 入場税附加税
- 十七 入場税 入場税附加税
- 十八 入場税 入場税附加税
- 十九 入場税 入場税附加税
- 二十 入場税 入場税附加税
- 二十一 入場税 入場税附加税
- 二十二 入場税 入場税附加税
- 二十三 入場税 入場税附加税
- 二十四 入場税 入場税附加税
- 二十五 入場税 入場税附加税
- 二十六 入場税 入場税附加税
- 二十七 入場税 入場税附加税
- 二十八 入場税 入場税附加税
- 二十九 入場税 入場税附加税
- 三十 入場税 入場税附加税
- 三十一 入場税 入場税附加税
- 三十二 入場税 入場税附加税
- 三十三 入場税 入場税附加税
- 三十四 入場税 入場税附加税
- 三十五 入場税 入場税附加税
- 三十六 入場税 入場税附加税
- 三十七 入場税 入場税附加税
- 三十八 入場税 入場税附加税
- 三十九 入場税 入場税附加税
- 四十 入場税 入場税附加税
- 四十一 入場税 入場税附加税
- 四十二 入場税 入場税附加税
- 四十三 入場税 入場税附加税
- 四十四 入場税 入場税附加税
- 四十五 入場税 入場税附加税
- 四十六 入場税 入場税附加税
- 四十七 入場税 入場税附加税
- 四十八 入場税 入場税附加税
- 四十九 入場税 入場税附加税
- 五十 入場税 入場税附加税
- 五十一 入場税 入場税附加税
- 五十二 入場税 入場税附加税
- 五十三 入場税 入場税附加税
- 五十四 入場税 入場税附加税
- 五十五 入場税 入場税附加税
- 五十六 入場税 入場税附加税
- 五十七 入場税 入場税附加税
- 五十八 入場税 入場税附加税
- 五十九 入場税 入場税附加税
- 六十 入場税 入場税附加税
- 六十一 入場税 入場税附加税
- 六十二 入場税 入場税附加税
- 六十三 入場税 入場税附加税
- 六十四 入場税 入場税附加税
- 六十五 入場税 入場税附加税
- 六十六 入場税 入場税附加税
- 六十七 入場税 入場税附加税
- 六十八 入場税 入場税附加税
- 六十九 入場税 入場税附加税
- 七十 入場税 入場税附加税
- 七十一 入場税 入場税附加税
- 七十二 入場税 入場税附加税
- 七十三 入場税 入場税附加税
- 七十四 入場税 入場税附加税
- 七十五 入場税 入場税附加税
- 七十六 入場税 入場税附加税
- 七十七 入場税 入場税附加税
- 七十八 入場税 入場税附加税
- 七十九 入場税 入場税附加税
- 八十 入場税 入場税附加税
- 八十一 入場税 入場税附加税
- 八十二 入場税 入場税附加税
- 八十三 入場税 入場税附加税
- 八十四 入場税 入場税附加税
- 八十五 入場税 入場税附加税
- 八十六 入場税 入場税附加税
- 八十七 入場税 入場税附加税
- 八十八 入場税 入場税附加税
- 八十九 入場税 入場税附加税
- 九十 入場税 入場税附加税
- 九十一 入場税 入場税附加税
- 九十二 入場税 入場税附加税
- 九十三 入場税 入場税附加税
- 九十四 入場税 入場税附加税
- 九十五 入場税 入場税附加税
- 九十六 入場税 入場税附加税
- 九十七 入場税 入場税附加税
- 九十八 入場税 入場税附加税
- 九十九 入場税 入場税附加税
- 一百 入場税 入場税附加税

- 一 入場税 入場税附加税
- 二 入場税 入場税附加税
- 三 入場税 入場税附加税
- 四 入場税 入場税附加税
- 五 入場税 入場税附加税
- 六 入場税 入場税附加税
- 七 入場税 入場税附加税
- 八 入場税 入場税附加税
- 九 入場税 入場税附加税
- 十 入場税 入場税附加税
- 十一 入場税 入場税附加税
- 十二 入場税 入場税附加税
- 十三 入場税 入場税附加税
- 十四 入場税 入場税附加税
- 十五 入場税 入場税附加税
- 十六 入場税 入場税附加税
- 十七 入場税 入場税附加税
- 十八 入場税 入場税附加税
- 十九 入場税 入場税附加税
- 二十 入場税 入場税附加税
- 二十一 入場税 入場税附加税
- 二十二 入場税 入場税附加税
- 二十三 入場税 入場税附加税
- 二十四 入場税 入場税附加税
- 二十五 入場税 入場税附加税
- 二十六 入場税 入場税附加税
- 二十七 入場税 入場税附加税
- 二十八 入場税 入場税附加税
- 二十九 入場税 入場税附加税
- 三十 入場税 入場税附加税
- 三十一 入場税 入場税附加税
- 三十二 入場税 入場税附加税
- 三十三 入場税 入場税附加税
- 三十四 入場税 入場税附加税
- 三十五 入場税 入場税附加税
- 三十六 入場税 入場税附加税
- 三十七 入場税 入場税附加税
- 三十八 入場税 入場税附加税
- 三十九 入場税 入場税附加税
- 四十 入場税 入場税附加税
- 四十一 入場税 入場税附加税
- 四十二 入場税 入場税附加税
- 四十三 入場税 入場税附加税
- 四十四 入場税 入場税附加税
- 四十五 入場税 入場税附加税
- 四十六 入場税 入場税附加税
- 四十七 入場税 入場税附加税
- 四十八 入場税 入場税附加税
- 四十九 入場税 入場税附加税
- 五十 入場税 入場税附加税
- 五十一 入場税 入場税附加税
- 五十二 入場税 入場税附加税
- 五十三 入場税 入場税附加税
- 五十四 入場税 入場税附加税
- 五十五 入場税 入場税附加税
- 五十六 入場税 入場税附加税
- 五十七 入場税 入場税附加税
- 五十八 入場税 入場税附加税
- 五十九 入場税 入場税附加税
- 六十 入場税 入場税附加税
- 六十一 入場税 入場税附加税
- 六十二 入場税 入場税附加税
- 六十三 入場税 入場税附加税
- 六十四 入場税 入場税附加税
- 六十五 入場税 入場税附加税
- 六十六 入場税 入場税附加税
- 六十七 入場税 入場税附加税
- 六十八 入場税 入場税附加税
- 六十九 入場税 入場税附加税
- 七十 入場税 入場税附加税
- 七十一 入場税 入場税附加税
- 七十二 入場税 入場税附加税
- 七十三 入場税 入場税附加税
- 七十四 入場税 入場税附加税
- 七十五 入場税 入場税附加税
- 七十六 入場税 入場税附加税
- 七十七 入場税 入場税附加税
- 七十八 入場税 入場税附加税
- 七十九 入場税 入場税附加税
- 八十 入場税 入場税附加税
- 八十一 入場税 入場税附加税
- 八十二 入場税 入場税附加税
- 八十三 入場税 入場税附加税
- 八十四 入場税 入場税附加税
- 八十五 入場税 入場税附加税
- 八十六 入場税 入場税附加税
- 八十七 入場税 入場税附加税
- 八十八 入場税 入場税附加税
- 八十九 入場税 入場税附加税
- 九十 入場税 入場税附加税
- 九十一 入場税 入場税附加税
- 九十二 入場税 入場税附加税
- 九十三 入場税 入場税附加税
- 九十四 入場税 入場税附加税
- 九十五 入場税 入場税附加税
- 九十六 入場税 入場税附加税
- 九十七 入場税 入場税附加税
- 九十八 入場税 入場税附加税
- 九十九 入場税 入場税附加税
- 一百 入場税 入場税附加税

の道府県において、これを課する。

第九十二條 (狩獵者税の賦課率)

狩獵者税は、左の賦課率により、これを課さなければならぬ。

一 年額一万円以上の所得税を納める者及びその同居の親族 二千四百円

二 年額一万円未満の所得税を納める者及びその同居の親族 二千二百円

三 前二号に掲げる者以外の者 五百円

第九十三條 (遊園飲食税の納税義務者等)

遊園飲食税は、料理店、貸席、カフェー、バー、喫茶店、旅館その他これらに類する場所における遊興、飲食及び宿泊に対し、料金を標準として、その行為地所在の道府県において、その行為者にこれを課する。但し、條例の定めるところにより料金以外のものを課税標準とすることができる。

2 前項の場合以外の場所において飲食する場合において、その飲食物が、料理店、仕出屋、旅館等から供給を受けるものであるときは、その飲食は、同項の場合における飲食とみなし、料理店、仕出屋、旅館等所在の道府県においてこれを課する。

第九十四條 (遊園飲食税の賦課率)

料金を課税標準とする場合における標準賦課率は、左の通りとする。

一 芸者の花代(これに類する料金で内閣総理大臣の定めるものを含む。以下同じ) 百分の七十五
二 芸者の花代を伴う遊興、飲食又

は宿泊の料金(芸者の花代を除く) 百分の四十

三 前二号以外の遊興又は料理店、貸席、カフェー、バーその他條例で定める場所における飲食の料金 百分の二十五

四 宿泊及び前三号以外の飲食の料金 百分の十

第九十五條 (入湯税)

入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、その浴場所在の道府県において、その入湯者に、これを課する。

(関係道府県知事の意見の異なる場合の措置)

第九十六條 課税権の帰属その他本節の規定の適用につき関係道府県知事が意見を異にするときは、その申出により、内閣総理大臣が、これを定める。

第二節 市町村税

第一款 道府県税附加税

第九十七條 (道府県税附加税の税目)

第九十八條 市町村は、道府県税附加税として、左に掲げるものを課するものとす。但し、徴収に要する経費が徴収することのできる税額に比し多額であると認められるものその他特別の事情のあるものについては、この限りでない。

- 一 地租附加税
- 二 家屋税附加税
- 三 事業税附加税
- 四 特別所得税附加税
- 五 鉱産税附加税
- 六 入場税附加税
- 七 電気ガス税附加税

第九十九條 鉱区税附加税

船舶税附加税

自動車税附加税

軌道税附加税

電話加入権税附加税

電柱税附加税

不動産取得税附加税

木材引取税附加税

漁業権税附加税

狩獵者税附加税

遊園飲食税附加税

入湯税附加税

第四十六條第二項の規定による独立税附加税

(地租附加税等の納期)

第九十八條 地租附加税及び家屋税附加税並びに個人の事業税附加税及び特別所得税附加税(第六十五條第二項又は同條を適用する第七十二條第二項の規定による事業税附加税又は特別所得税附加税を除く)の納期は、各本税の納期に準じて、條例でこれを定める。

(道府県税附加税の賦課率)

第九十九條 道府県税附加税は、本税の百分の百、入場税附加税の賦課率は、これを本税の百分の百、入場税附加税の賦課率は、これを本税の百分の二百としなければならない。

2 木材引取税附加税の賦課率は本税の百分の五十を、電気ガス税附加税及び不動産取得税附加税の賦課率は本税の百分の百を、鉱産税附加税の

賦課率は本税の百分の百五十をそれぞれ超えることはできない。但し、各本税の賦課率がその制限率に達しないときは各附加税の賦課率は、本税分と附加税分とを合算して、鉱産税附加税にあつては鉱物又は砂鉄の價格の百分の一に、電気ガス税附加税にあつては電気若しくはガスの料金の百分の十、不動産取得税附加税にあつては不動産の價格の百分の二十に、木材引取税附加税にあつては素材の價格の百分の六にそれぞれ相当する率に達するまでは、これを引き上げることができる。

3 前二項に規定するもの以外の道府県税附加税の標準賦課率は、各本税の賦課率に相当する率(本税につき標準賦課率の定めあるものについてはその率に相当する率)とする。

(道府県税附加税の賦課率の均一)

第一百條 地租附加税、家屋税附加税及び事業税附加税の賦課率は、同一市町村においては、これを同一としなければならない。但し、負担の均衡上特に必要があるときは、この限りでない。

2 前條第三項の道府県税附加税(地租附加税、家屋税附加税及び事業税附加税を除く)の賦課率は、同一市町村においては、これを同一としなければならない。但し、負担の均衡上特に必要があるときは、この限りでない。

第二款 独立税

(市町村の独立税の税目)

第一百一條 市町村は、独立税として、左に掲げるものを課するものとす。但し、徴収に要する経費が徴収

すべき税額に比し多額であると認められるものその他特別の事情のあるものについては、この限りでない。

一 市町村民税

二 舟税

三 自転車税

四 荷車税

五 金庫税

六 畜税

七 廣告税

八 接客入税

九 使用人税

2 道府県において、第四十六條第一項に掲げる独立税(道府県民税を除く)のうち、課さないものがあるときは、市町村は、その独立税として、これを課することができる。

3 市町村は、前二項に掲げるものの外、別に税目を起して、独立税を課することができる。

(市町村民税の納税義務者等)

第一百二條 市町村民税は、左に掲げる者に対し、所得の情況、資産の情況等を標準とし、均等制を加味して、これを課する。但し、貧困に因り生活のため公私の救助を受け又は扶助を受ける者に対しては、この限りでない。

一 市町村内に一戸を構える個人又は一戸を構えなくとも独立の生計を営む個人

二 市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で前号に該当しないもの

三 市町村内に事務所又は事業所を有する法人

2 前項第三号の法人については、その事務所又は事業所ごとに、市町村

民税を課する。

3 第六條の規定は、市町村民税については、これを適用しない。

(市町村民税の賦課期日)
第百三條 市町村民税の賦課期日は、八月一日とする。

2 第十條の規定は、市町村民税については、これを適用しない。

(市町村民税の納期)
第百四條 市町村民税の納期は、九月

(二期に分けるときは九月及び十二月中において、條例でこれを定める。但し、特別の事情があるときは、この限りでない。)

(市町村民税の賦課総額)
第百五條 市町村民税の標準賦課総額は、五百四十に第百四條に定める納税義務者の数を乗じた額とする。

2 前項の規定の適用については、

第百六條 第一項第三号の法人は、その事務所又は事務所に、独立の納税義務者とみなす。

(舟税)
第百六條 舟税は、総トン数二十トン未満の舟又はその取得に対し、主たる定住地所在の市町村において、その所有者又は取得者に、これを課する。

2 主たる定住地、所在が不明であるときは、定住地所在の市町村のうちで船舶港のある市町村に主たる定住地所在のものとし、これを課する。

(自動車税)
第百七條 自動車税は、自動車又はその取得に対し、その定置所所在の市町村において、その所有者又は取得者に、これを課する。

(関係市町村長の意見の異なる場合の)

(荷車税)

第百八條 荷車税は、荷車又はその取得に対し、その定置所所在の市町村において、その所有者又は取得者に、これを課する。

(金庫税)
第百九條 金庫税は、金庫又はその取得に対し、その所在の市町村において、その所有者若しくは使用者又は取得者に、これを課する。

(と畜税)
第百十條 と畜税は、と畜に対し、そのと畜場所在の市町村において、その所有者に、これを課する。

(廣告税)
第百十一條 廣告税は、廣告(新聞、雑誌及び書籍による廣告を除く)に対し、その廣告場所在の市町村において、その廣告主に、これを課する。

(接客人税)
第百十二條 接客人税は、芸者、ダンサーその他これらに類する者に対して、その従業地所在の市町村において、これを課する。

(使用人税)
第百十三條 使用人税は、家事使用人に対し、その従業地所在の市町村において、その使用者に、これを課する。

(第百一條第二項の規定による市町村独立税に関する適用規定)
第百十四條 第五十二條から第九十五條までの規定は、第百一條第二項の規定による独立税の課税につき、これを適用する。

(関係市町村長の意見の異なる場合の)

措置

第百十五條 課税権の帰属とその他本節の規定の適用につき関係市町村長が意見を異にするときは、その申出により、道府県知事(関係市町村が二以上の道府県にわたる場合においては内閣総理大臣)が、これを定める。

第三章 目的税

(道府県の都市計画税)
第百十六條 道府県は、都市計画法(大正八法律第三十六号)及び特別都市計画法(昭和二十一年法律第十九号)の施行に要する費用に充てるため、道府県税独立税の百分の十以内において、都市計画税として道府県税独立税を課することができる。

但し、地租、家屋税、事業税、及び特別所得税に付いては、それぞれ標準賦課率をもつて算定した地租、家屋税又は事業税若しくは特別所得税(第六十九條第一項又は同條を準用する第七十二條第二項の規定による事業税又は特別所得税)については、その税額を同年度の第六十三條第一項又は第七十一條第一項の規定による事業税又は特別所得税の賦課率をもつて、除して得たものに第六十七條第一項又は第七十二條第二項に規定する区分に応じ、百分の七・五若しくは百分の五又は百分の四若しくは百分の五を乗じて得たものをいう。

第百十七條 道府県は、都市計画法及び特別都市計画法の施行に要する費用に充てるため、道府県税独立税及び市町村税独立税の百分の三十以内において、都市計画税として、道府県税独立税及び市町村税独立税を課することができる。但し、地租、家屋税、事業税、及び特別所得税に付いては、それぞれ標準賦課率をもつて算定した地租、家屋税、事業税又は特別所得税の百分の三十以内とする。

道府県民税、鉦産税、入場税、
第百十八條 道府県は、共同施設税、共同倉庫、共同集荷場その他これらに類する施設に要する費用に充てるため、第四條及び第六條の規定にかかわらず、当該施設に因り特に利益を受ける者に対し、共同施設税を課することができる。

共同施設税の賦課額(數年にわたつて賦課するときはその總額)は、当該納税義務者の受益の限度をこえることができない。

とができない。

(市町村の都市計画税)
第百十九條 市町村は、都市計画法及び特別都市計画法の施行に要する費用に充てるため、道府県税独立税及び市町村税独立税の百分の三十以内において、都市計画税として、道府県税独立税及び市町村税独立税を課することができる。但し、地租、家屋税、事業税、及び特別所得税に付いては、それぞれ標準賦課率をもつて算定した地租、家屋税、事業税又は特別所得税の百分の三十以内とする。

道府県民税、鉦産税、入場税、
第百二十條 市町村は、共同施設税、共同倉庫、共同集荷場その他これらに類する施設に要する費用に充てるため、第四條及び第六條の規定にかかわらず、当該施設に因り特に利益を受ける者に対し、共同施設税を課することができる。

共同施設税の賦課額(數年にわたつて賦課するときはその總額)は、当該納税義務者の受益の限度をこえることができない。

(地方団体の報告義務)
第百二十一條 地方団体は、左に掲げる場合においては、当該各号に関する條例(当該條例を改正し又は廃止する條例を含む)を議決した後、直ちにその旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。当該條例がその施行後、施行の日の属する年度を含み三年度を経過した場合において、なおその効力を有するとき、また、同様とする。

一 道府県民税、地租、家屋税、事業税若しくは特別所得税又は市町村民税、地租附加税、家屋税附加税、事業税附加税若しくは特別所得税附加税の標準賦課額又は標準賦課率をこえて課税するとき。

二 第四十六條第一項但書、第九十九條但書及び第百一一條第一項但書の規定により地方税を課しないとき。

共同倉庫、共同集荷場その他これらに類する施設に要する費用に充てるため、第四條及び第六條の規定にかかわらず、当該施設に因り特に利益を受ける者に対し、共同施設税を課することができる。

共同施設税の賦課額(數年にわたつて賦課するときはその總額)は、当該納税義務者の受益の限度をこえることができない。

(地方団体の報告義務)
第百二十一條 地方団体は、左に掲げる場合においては、当該各号に関する條例(当該條例を改正し又は廃止する條例を含む)を議決した後、直ちにその旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。当該條例がその施行後、施行の日の属する年度を含み三年度を経過した場合において、なおその効力を有するとき、また、同様とする。

一 道府県民税、地租、家屋税、事業税若しくは特別所得税又は市町村民税、地租附加税、家屋税附加税、事業税附加税若しくは特別所得税附加税の標準賦課額又は標準賦課率をこえて課税するとき。

二 第四十六條第一項但書、第九十九條但書及び第百一一條第一項但書の規定により地方税を課しないとき。

三 第四十六條第二項、第百一一條第三項、第百十七條第三項、第百十九條、第百二十一條第二項、第百二十一條第三項及び第百二十九條第一項

の規定により独立税又は目的税を新設又は変更するとき。

四 第六十九條第一項又は同條を準用する第七十二條第二項の規定により事業税又は特別所得税の課税標準に所得以外のものを用いるとき。

五 第十六條第二項の規定により取扱いの額を定め又は変更するとき。

2 前項の條例で輕易なものについては、命令の定めるところにより、これを内閣総理大臣に代へ都道府県知事に報告せしめ、又はその報告を要しないものとすることができ。

3 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた場合において、当該條例について國民の租税負担、國の経済施策等に照し適當でないものがあるとき、報告を受けた日から十日以内に、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。

4 都道府県知事は、第二項の規定による報告を受けた場合においては、前項の規定により内閣総理大臣に報告するかどうかを当該地方団体に通知しなければならない。

5 内閣総理大臣は、第一項第三号及び第四号の場合における報告を受けたときは、直ちにその旨を大蔵大臣に通知しなければならない。

（地方税審議会の審査）
第二百一十一條 内閣総理大臣は、前條第一項又は第三項の規定による報告を受けた場合において、当該條例について國民の租税負担、國の経済施策等に照し適當でないものがあると認めるときは、報告を受けた日から三十日以内に、地方税審議会に對

し、意見を附けて、当該條例の審査を請求することができる。

2 大蔵大臣は、前條第五項の通知を受けた場合において、その條例について異議があるときは、内閣総理大臣に對し、その通知を受けた日から二十日以内に、地方税審議会の審査の請求を求めることができる。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による請求を受けたときは、その請求を受けた日から十日以内に、第一項の審査を請求しなければならない。

4 内閣総理大臣は、前條第一項又は第三項の報告を受けた場合において、地方税審議会の審査を請求するかどうかを当該地方団体に通知しなければならない。

5 地方税審議会は、第一項の請求を受けたときは、その日から三十日以内に、審査を行い、当該條例の取消又は変更の要否を、その理由を添えて内閣総理大臣に通知しなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定により條例の取消又は変更を要する旨の通知を受けたときは、これに基いて、当該條例を取消し又は変更しなければならない。

7 内閣総理大臣は、前項の処分をしたとき又は地方税審議会から当該條例の取消若しくは変更を要しない旨の通知を受けたときは、それぞれその旨を当該地方団体に通知しなければならない。

8 前條第一項の條例（同條第二項の規定により報告を要しないものとせられるものを除く。）は、当該地方団体が同條第四項の規定により内閣総理大臣に報告しない旨の通知を受け

るとき、第四項の規定により地方税審議会の審査を請求したい旨の通知を受ける時又は前項の規定により取消若しくは変更を要しない旨の通知を受ける時までは、これを施行することができない。但し、前條第一項又は第二項の規定による報告をなした後八十日を経過したときは、この限りでない。

（地方税審議会の組織等）
第二百一十二條 地方税審議会は、内閣総理大臣の所轄とする。

2 審議会は、委員五人をもつてこれを組織する。

3 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣の同意を経て、内閣総理大臣が、これを任命する。委員の任命については、衆議院が同意して参議院が同意しない場合においては、日本國憲法第六十七條第二項の場合の例により、衆議院の同意をもつて、両議院の同意とする。

4 審議会に委員長を置き、委員の互選により、これを選任する。

5 委員の任期は、三年とする。但し、委員の任期中その委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、これを再任することができる。

7 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、會議を開くことができない。

8 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

9 この法律に定めるものの外、審議会に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

（納税義務者の申告義務等）
第二百一十三條 地方税の納税義務者及び特別徴収義務者は、命令又は條例の定めるところにより、地方税の賦課に關し必要な事項を申告し又は報告しなければならない。

（徴収吏員の質問検査権）
第二百一十四條 地方税の賦課に關し必要があるときは、当該徴収吏員は、左に掲げる者に質問し、又はその者の事業に關する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

一 納税義務者又は納税義務がある一納税義務者

二 特別徴収義務者

三 納税義務者又は納税義務があるものと認められる者に金銭又は物品の給付をなす義務があると認められる者その他当該地方税の賦課に關し直接關係があると認められる者

2 前項の場合においては、当該徴収吏員は、その身分を証明すべき証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

（東京都税及び特別市税）
第二百一十五條 東京都の特別区の存する区域及び特別市においては、第二章第一節の規定（道府県民税に關する規定を除く。）の準用については、賦課率に關する定は、釐産税にあつては二・五倍、入場税にあつては三倍、木材引取税にあつては一・五倍、その他の税にあつてはそれぞれ二倍に相當する率を定めたものとする。

2 東京都においては、第五十條第一項の規定の準用については、同項中

四百五十円
「五百円に第四十七條に定める納税義務者の数を乗じた額」とあるのは「四百五十円」

「五百円に東京都における第一條第二項の規定により準用する第四十七條に定める納税義務者の数を乗じた額及び四百五十円に特別区の存する区域における第一條第二項の規定により準用する第四十七條に定める納税義務者の数を乗じた額の合算額」と読み替へるものとする。

3 東京都民税の課税につき第四十七條第二項及び第五十條第二項の規定を準用する場合においては、東京都の各特別区をもつて市とみなす。

第二百一十六條 東京都の特別区の存する区域及び特別市においては、第四十六條第一項に掲げるものの外、独立税として、左の東京都税又は特別市税を課することができ。

一 舟税

二 自働車税

三 荷車税

四 金庫税

五 畜税

六 廣告税

七 接客入税

八 使用人税

2 東京都は、その特別区の存する区域において、前項に掲げるものの外、別に税目を起して、独立税を課することができる。

3 第二百一十六條から第二百一十八條までの規定は、第一項の規定による独立税の課税について、これを準用する。この場合においては、東京都の特別区に存する区域及び特別市とみなす。

第二百一十七條 東京都は、その特別区

設定され若しくは修正され又は決定されるまでは第五十二條第一項及び第五十七條第一項の規定にかかわらず、評定賃貸賃格を標準として、地主又は家屋税を課することができ

前項の評定賃貸賃格は、道府縣條例の定めるところにより、類似又は類似家屋の賃貸賃格に比準し、且つ当該土地又は家屋の品位及び情況に

第百四十五條 自作農創設特別措置法

(昭和二十一年法律第四十三号)第三條の規定により國が買収した農地又は相續税法(昭和二十三年法律第八十七号)第五十二條若しくは財産税法(昭和二十一年法律第五十二号)第

五十六條の規定により國が買収した農地については、買収し又は收納した時から自作農創設特別措置法第二十一條の規定によりその所有權が賣

渡の相手方に移転する日までの間は、その使用者をもつて、その日以後当該賣渡の相手方が土地台帳法による土地台帳に所有者として登録される日までの間は、その賣渡の相手方をもつて、それぞれ第五十二條の所有者とみなす。

第百四十六條 個人の営む農業に對する事業税については、当分の間、当該事業に係る所得のうち米穀、は

か麦、大豆、小豆、甘藷、ばれいし及び雑穀に關する部分は、これをその課税標準に算入することができ

第百四十七條 昭和二十三年度分に限

り、家屋税の賦課期日は、第五十八

條第一項の規定にかかわらず、六月一日とする。

第百四十八條 東京都は、その特別区の存する区域において、並びに戰爭で災害を受けた市町村及びその附近の市町村で都道府縣知事の指定する

ものは、当分の間、住宅緊急措置令(昭和二十年勅令第六百四十一号)第十三條の二の規定による余給住宅又は空住宅に對し、その余給住宅の使用上余給があると認められる部分の面積又はその空住宅の面積を標準とし

第百四十九條 入場税法(昭和十五年法律第四十四号)は、これを廢止する

2 入場税法の廢止前に課した又は課すべきであつた入場税及び特別入場税については、なお従前の例による

3 入場税法の廢止前になした行為に關する罰則の適用については、なお従前の例による

第百五十條 災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)の一部を次のように改正する

第八條及び第九條中、「物品税及び入場税」と及び物品税に改め

第百五十一條 狩獵法の一部を次のように改正する

第八條 削除

第百五十二條 私立学校用地の免租に關する法律(大正八年法律第三十八

号)は、これを廢止する

第百五十三條 商品取引所法(明治二十六年法律第五号)の一部を次のように改正する

第三十條ノ二 削除

第十四條中「法人税及營業税」を「及法人税」に改める

第十四條ノ二を創る

住宅組合法(大正十年法律第六十六号)の一部を次のように改正す

第十一條 削除

アルコール專賣法(昭和十二年法律第三十二号)の一部を次のように改正する

第四十二條第二項中「營業税」を「地方税法昭和二十三年法律第

第九條中「法人税及營業税」を「及法人税」に改める

第九條中「法人税及營業税」を「及法人税」に改め、同條第二項を創る

第九條中「法人税及營業税」を「及法人税」に改める

硫酸アンモニア増産及配給統制法(昭和十四年法律第七十号)の一部を次のように改正する

第一條第一項及び第四項中「營業税」を「地方税法(昭和二十三年法律第 號)ニ依ル事業税」に改め、同條第二項中又ハ純益を創る

保險業法の一部を次のように改正する

第八十一條 削除

食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)の一部を次のように改正する

第十九條第二項を創る

日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)の一部を次のように改正する

第十一條 削除

第三十九條第五項中「及臨時利得税法ニ依ル利益」を「臨時利得税法ニ依ル利益及地方税法(昭和二十三年法律第 號)ニ依ル事業税ヲ課スル場合ニ於ケル所得」に改める

大日本育英會法(昭和十九年法律第三十号)の一部を次のように改正する

法律第三十四号)の一部を次のように改正する

第七條第一項中「法人税及び營業税」を「及法人税」に改め、同條第二項を創る

企業再建整備法(昭和二十一年法律第四十号)の一部を次のように改正する

第三十四條の六及び第三十九條第二項中「營業税」を「事業税」に改め、同條第二項に改める

第五條 削除

物價統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)の一部を次のように改正する

第二十二條中「營業税法ニ依ル純益及臨時利得税法ニ依ル利益」を「臨時利得税法ニ依ル利益及地方税法(昭和二十三年法律第 號)ニ依ル事業税ヲ課スル場合ニ於ケル所得」に改める

持株會社整理委員會令(昭和二十一年勅令第二百三十三号)の一部を次のように改正する

第二十八條中「營業税」を「地方税法(昭和二十三年法律第 號)ニ依ル事業税」に、第二十九條第三項中「營業税法及臨時利得税法ノ適用」を「臨時利得税法及地方税法ニ依ル事業税ヲ課スル場合ニ於ケル同法ノ適用」に、同條第四項中「營業税法ノ適用」を「地方税法ニ依ル事業税ヲ課スル場合ニ於ケル同法ノ適用」にそれぞれ改める

船舶公同法(昭和二十二年法律

第六條第二項を削る

三十八條 第三條第一

修正議決した次第である。

る地方公共団体において、戦災復

昭和二十三年六月十九日

治安及び地方
制度委員長 坂東幸太郎
衆議院議長 松岡 駒吉殿
(小字及び一は修正)

地方自治法の一部を改正する法律案
を次のように改正する。
第二條第二項の次に次の二項を加え
る。

前項の事務を例示すると、概ね次の通りである。但し、法令に特別の定めがあるときは、この限りでない。

一 地方公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全、健康及び福祉を保持すること。

二 公園、運動場、廣場、緑地、道路、橋梁、河川、運河、溜池、用排水路、堤防等を設置し若しくは管理し、又はこれらを使用する権利を規制すること。

三 上水道その他の給水事業、下水道事業、電気事業、ガス事業、電事事業、自動車事業、船舶その他の運輸事業その他企業を経営すること。

四 ドック、防波堤、波止場、倉庫、上屋その他の海上又は陸上輸送に必要な営造物を設置し、若しくは管理し、又はこれらを使用する権利を規制すること。

五 学校、研究所、試験場、図書館、美術館、物品陳列所、公会堂、劇場、音楽堂その他の教育學芸、文化、勸業に関する営造物を設置し若しくは管理し、又はこれらを使用する権利を規制すること。

六 病院、隔離病舎、療養所、消毒所、産院、住宅、宿泊所、食堂、浴場、共同便所、質屋、授産場、託児所、養老院、慈善院、少年教

護施設、留置場、屠場、じんかい処理場、汚物処理場、火葬場、墓地その他の保健衛生、社会福祉等に関する営造物を設置し若しくは管理し、又はこれらを使用する権利を規制すること。

七 清掃、消毒、美化、騒音防止、風俗又は清潔を汚す行為の制限その他の保健衛生、風俗のじゅん化に関する事項を処理すること。

八 防犯、防災、罹災者の救護等を行うこと。

九 未成年者、貧困者、病人、老衰者、寡婦、不具者、浮浪者、精神異常者、めいてい者等を救助し若しくは保護し、又は看護すること。

十 森林、牧野、土地、市場、漁場、共同作業場の経営その他公共の福祉を増進するために適当と認められる収益事業を行うこと。

十一 治山治水事業、農地開発事業、耕地整理事業、公有水面埋立事業、都市計画事業、不良地区改良事業その他の土地改良事業を施行すること。

十二 発明改良又は特産物等の保護奨励その他産業の振興に関する事務を行うこと。

十三 史跡、名勝その他の記念物を保護し、又は管理すること。

十四 普通地方公共団体の事務の処理に必要な調査を行い、統計を作成すること。

十五 住民、滞在者その他必要と認める者に関する戸籍、身分証明及び登録等に関する事務を行うこと。

十六 計量器及び各種生産物、家畜

等の検査を行うこと。

十七 法律の定めるところにより、建築物の構造、設備、敷地及び周密度、空地地区、住居、商業、工業その他住民の健康に基く地域等に関する制限を設けること。

十八 法律の定めるところにより、地方公共の目的のために動産及び不動産を使用又は収用すること。

十九 当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整をすること。

二十 法律の定めるところにより、地方税、使用料、手数料、分担金、加入金又は夫役現品を賦課徴収すること。

二十一 基本財産又は減価基金その他積立金等を設置し、又は管理すること。

普通地方公共団体は、次に掲げるような國の事務を処理することができない。

一 司法に関する事務

二 刑罰及び國の懲戒に関する事務

三 國の運輸、通信に関する事務

四 郵便に関する事務

五 國立の教育及び研究施設に関する事務

六 國立の病院及び療養施設に関する事務

七 國の航行、氣象及び水路施設に関する事務

八 國立の博物館及び図書館に関する事務

同條第三項の次に次の二項を加える。
地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道

府縣の條例に違反してその事務を処理してはならない。
前項の規定に違反して行つた地方公共団体の行為は、これを無効とする。

第十二條第一項中「條例」を「條例(地方税、分担金、使用料及び手数料の賦課徴収に関するものを除く。以下略)」に改める。

第十三條第二項中「市町村公安委員会」を「公安委員会」に改める。

第十四條第一項中「條例」を「條例(地方税、分担金、使用料及び手数料の賦課徴収に関するものを除く。以下略)」に改める。

第十五條第一項中「選舉権を有する者」を「選舉権を有する者(都道府縣公安委員会の委員については、当該都道府縣國家地方警察の管轄区域内において選舉権を有する者)」に改める。

第十六條第二項中「市町村公安委員会」を「公安委員会」に改める。

第九十六條第一項を次のように改める。

普通地方公共団体の議會は、左に掲げる事件を議決しなければならぬ。

一 條例を設け又は改廃すること。

二 歳入歳出予算を定めること。

三 決算報告を認定すること。

四 法律又は政令に規定するものを除く外、地方税、使用料、手数料、分担金、加入金又は夫役現品の賦課徴収に関すること。

五 法律又は政令に規定するものを除く外、違法に賦課又は徴収された地方税、使用料、手数料、分担金、加入金又は夫役現品の拂戻に関すること。

六 基本財産又は減価基金その他積立金等の設置、管理及び処分に関すること。

七 條例で定める財産の取得又は処分及び営造物の設置又は処分をすること。

八 歳入歳出予算を以て定めるものを除く外、あらたに義務の負担をし、負担附帯又は贈与を受け、及び権利を放棄すること。

九 條例で定める契約を結ぶこと。

十 普通地方公共団体がその当事者である異議の申立、訴願、訴訟、和解、斡旋、調停及び仲裁に関すること。

十一 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

十二 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。

十三 その他法律又は政令により議會の権限に属する事項

第九十九條第二項中「選任」の下に「條例に特別の定めがある場合を除く外」を加える。

第一百條第三項の次に付加された事件については、開会中も、なお、これを審議することを妨げない。

第二百一十一條中「市町村公安委員会」を「公安委員会」に改める。

第二百二十五條中「当該市町村の公安委員会」を「公安委員会」に改める。

第四百一十一條第二項中「当該普通地方公共団体の議會の議員及び地方公共団体の有給の職員」を「地方公共団体の議會の議員及び有給の職員」に改める。

第四百七十六條に第一項乃至第三項として次の三項を加える。

普通地方公共団体の議會における條例の制定若しくは改廃又は歳入歳出予算に関する議決について異議があるときは、当該普通地方公共団体の議長は、この法律に特別の定めがあるものを除く外、その議決の日から十

日以内に理由を示してこれを再議に付することができる。

前項の規定による議会の議決が再議に付された議決と同じ議決であるときは、その議決は、確定する。この場合においては、普通地方公共団体の長は、直ちに條例の告示その他必要な措置を講じなければならない。

前項の規定による議決については、出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならない。

第百九十三條及び第百九十四條中「第百七十三條」の下に「第二項及び」を加える。

第百九十五條第三項に次の但書を加える。
但し、市にあつては條例で四人とすることが出来る。

第二百七條中「及び第百九條第五項」を「並びに第百九條第五項及び第二百七十三條」に改める。

第二百七十三條に次の六項を加える。

普通地方公共団体は、條例で定める特に重要な財産又は營造物については、当該普通地方公共団体の選挙人の投票においてその過半数の同意が得られないときは、当該財産又は營造物の独占的な利益を与えるような処分又は十年を超える期間にわたる独占的な使用の許可をしてはならない。條例で定めるその他の財産又は營造物については議会の同意が得られないときも、また同様とする。

前項の規定は、國又は公共団体に對する処分又は使用の許可については、これを適用しない。

第二項の投票を行ふべき場合において、その旨の当該普通地方公共団

体の長の通知があつたときは、選挙管理委員会は、その日から六十日以内に、これを選挙人の賛否の投票に付さなければならない。

前項の投票の結果が判明したときは、選挙管理委員会は、直ちにこれを当該普通地方公共団体の長に通知し、且つ、これを公表しなければならない。

政令で特別の定をするものを除く外、第四章の規定は、第四項の規定による投票にこれを準用する。

第四項の投票は、政令の定めるところにより、普通地方公共団体の選挙又は第七十六條第三項の規定による解散の投票若しくは第八十條第三項及び第八十一條第二項の規定による解職の投票と同時にこれを行うことができる。

第二百七條に次の二項を加える。

分組金を徴収する條例は、普通地方公共団体の議会又はその常任委員会において予め公聴会を開き、眞に利害關係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴かなければ、これを設け又は改正することができない。

前項の公聴会を開く場合においては、その開催の日前二十日までに、開催の日時、場所及び案件を適當な方法で公表しなければならない。新聞紙で公表する場合においては、その日から七日目に、また、同様公表しなければならない。

第二百四十三條第一項の次に次の一項を加える。

財産の賣却、譲渡及び貸与、工事の請負並びに物件、勞力その他の供給に關する普通地方公共団体の議会

の議決で條例で定めるその重要なものについては、出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

第二百四十三條の二 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長、出納長若しくは収入役又はその他普通地方公共団体の職員について、公金の選法若しくは不當な支出若しくは浪費、財産の選法若しくは不當な処分、特定の目的のために準備した公金の目的外の支出、違法な債務その他の義務の負担、財産若しくは營造物の違法な使用又は選法若しくは権限を超える契約の締結若しくは履行があると認めるときは、その事実を証する書面を添へ、監査委員に對し、監査を行い、当該行爲の制限又は禁止に關する措置を講ずべきことを請求することができる。

前項の規定による請求があつた場合においては、監査委員は、二十日以内に監査を行い、請求に係る事実があると認めるときは、普通地方公共団体の長に對し当該行爲の制限又は禁止を請求し、請求に係る事実がないと認めるときは、その旨を第一項の規定による請求人に通知しなければならない。

前項の規定による監査委員の請求があつたときは、普通地方公共団体の長は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員及び第一項の規定による請求人に通知しなければならない。

前二項の規定による監査委員若しくは普通地方公共団体の長の措置に不服があるとき、又はこれらの者が措置を講じないときは、第一項の規定による請求人は、最高裁判所の定めるところにより、裁判所に對し、当該職員を選法又は権限を超える当該行爲の制限若しくは禁止又は取消若しくは無効若しくはこれに伴う当該普通地方公共団体の損害の補てんに關する裁判を求めることができる。

監査委員を置かない市町村においては、第一項の規定による請求は、市町村長に對してこれをし、第二項及び第三項の規定による監査委員及び普通地方公共団体の長の職務は、市町村長が自らこれを行う。

第二百四十七條第一項の次に次の三項を加える。
前項の規定により普通地方公共団体の長の職務を行う者がいないときは、都道府県知事は、その内閣府知事、市町村長については都道府県知事は、普通地方公共団体の長の被選挙権を有する者で当該普通地方公共団体の区域内に住所を有するものの中から臨時代理者を選任し、當該普通地方公共団体の長の職務を行はせることができる。

臨時代理者は、當該普通地方公共団体の長が選挙され、就任する時まで、普通地方公共団体の長の職務を執行する。臨時代理者は、選挙され、就任した時は、その職務を失ふ。

第二百六十二條第二項中「解職の投票の下に」若しくは「第二百七十三條第四項の規定による投票」を加える。

第二百六十三條の二 普通地方公共団体は、議会の議決を経て、その利益を代表する全國的な公益的法人に委託することにより、他の普通地方公共団体と共に、火災、水災、震災その他の災害に關する財産又は營造物の損害に對する相互救済事業を行うことができる。

開張に二回以上掲載しなければならぬ。
前項の通知があつたときは、國營普通地方公共団体の長は直ちにこれを公表しなければならない。

第一項の相互救済事業で保險事業に關するものについては、保險業法は、これを適用しない。

第二百六十四條に次の一項を加える。

第二條第三項及び第四項の規定は、前項の事務にこれを準用する。

第二條第三項及び第四項の規定は、前項の事務にこれを準用する。

附則
第一條 この法律は、昭和二十三年五月十五日から、これを施行する。

この法律施行の際現に地方公共団体の議会の議員と當該地方公共団体以外の地方公共団体の長、副知事若しくは助役又は出納長若しくは収入役若しくは収入役若しくは副収入役その他の職務を兼ねるものについては、これらの職務を兼ねてゐる間に限り、地方自治法第九十二條第二項及び第百四十一條第二項の改正規定（これらの規定を適用又は準用する規定を含む）はこれを適用しない。この法律施行の際現に同法第五十五條第二項及び第六十五條第十一項の規定の適用又は準用を受ける者若しくは、また、同様とする。

第二條 昭和二十二年七月七日から同二十年九月二日に至るまでの間において、市町村の区域の変更があつたときは、その変更に係る区域の住民は、第七條の規定にかかわらず、本條の定めるところにより、従前の市町村の区域でその市町村を置き、又は従前の市町村の区域の通りに市町村の境界変更をすることが出来る。

前項の処分は、政令の定めるところにより、市町村の選挙管理委員会に對し、変更に係る区域の住民で選

挙人名簿に登録されている者の総数の三分の一以上の者の連署を以て、その代表者から、これを請求しなければならない。

前項の請求があつたときは、選挙管理委員会は、請求を受理した日から三十日以内に、当該区域が従前属していた市町村の選挙人の投票に付さなければならぬ。

第二項の規定による区域が現に存する他の市町村に属していた場合においては、前項の投票に関する事務は、同項の規定にかかわらず、その市町村の選挙管理委員会がこれを管理する。この場合において必要な事項は、政令でこれを定める。

第三項の投票において有効投票の過半数の同意があつたときは、委員会の報告に基づき、都道府県知事は、当該都道府県の議会の議決を経て市町村の設置分合又は境界変更を定め、内閣総理大臣に届け出なければならない。

前項の場合において第一項の市町村の区域の変更に伴い処分した財産があるときは、現に存する市町村は、これが現に存する限度において、議会の議決を経てその変更に係る区域が従前属していた市町村に返還しなければならない。

前項の財産処分による不償がある市町村は、裁判所に出訴することができ、第五項の規定による届出を受理したときは、内閣総理大臣は、直ちにその旨を告示しなければならない。政令で特別の定をするものを除く外、地方自治法第二編第四章の規定は、第三項の規定による投票にこれ

を準用する。

第二項の請求は、この法律施行の日から二年以内に限り、これを行うことができる。

第三條 法律又は政令に特別の定がある場合を除く外、この法律施行の際現になされている地方公共団体の財産又は営造物の使用の許可で改正後の地方自治法第二百三十三條第二項の規定に基く條例により定められた独占的使用の許可に該当するものは、この法律施行の日から十年以内に、夫々改正後の同條の規定による手続を経て必要の同意を得なければ、この法律施行の日から十年を経過したときは、將來に向つてその効力を失う。

第四條 警察法の一部を次のように改正する。

第十四條第一項を削る。
第十四條中「第二十四條第一項、第三項乃至第五項を」を「第二十四條第一項、第二十四條第五項を」に改める。

第五條 この法律の施行に關し必要な事項は政令でこれを定める。

警察法実施に伴う警察費全額國庫負担等に関する請願（請願者 兵庫縣議會議長正木定外一名）（松澤兼人君外四名紹介）（第四四〇号）に關する報告書

一、請願の要旨及び目的
新警察法実施に伴い、これに要する諸経費は全額を國庫において補助されるとき、地方自治体警察費支弁の財源として國稅の一部を徴収するは地方分与稅の増額支給をせられたいものである。
二、請願の議決理由
新警察制度の育成上、必要なる措置と認め、本請願はこれを議院の会

議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年六月三十日

治安及び地方制度委員 坂東幸太郎
衆議院議長 松岡 駒吉殿

主要都道府縣に建築部設置の請願（請願者 大阪市北区中島二丁目朝日ビル内日本建築協会会長 竹腰建造、坂東幸太郎君紹介）（第五三二号）に關する報告書

一、請願の要旨及び目的
政府は地方自治法を改正し、府縣における部制を限定して近く実施しようとしているが、これによると府縣には建築部が設けられないこととなるが、少くとも全國主要都道府縣には建築部を設置されたいものである。

二、請願の議決理由

主要都道府縣の事務は煩雜している、特に國の地方出先機關の整理後においては、地方行政の運営上適當なる措置であると認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年六月三十日

治安及び地方制度委員 坂東幸太郎
衆議院議長 松岡 駒吉殿

海上保安廳法案並びに開港々則法案に關する請願（請願者 東京都知事安井誠一郎、島上善五郎

君外一名紹介（第五六五号）に關する報告書

一、請願の要旨及び目的
海上保安廳法案並びに開港々則法案中、地方自治体において管理又は經營している開港に對し、開港場保安強化の名目の下に、新たに中央官廳の特別行政機關を各港ごとに設けんとする條項があるのは、地方港灣運営一元化に反するばかりでなく、地方自治尊重の精神にも反し、且つ地方港灣の振興上障害をなすものであるから、（一）開港々則法案に規定せる港長及び港長事務は海上保安廳より除外すること、（二）開港々則法の施行は、地方公共団体の管理する港灣については、地方公共団体の長の権限とすること等の修正をされたいものである。

二、請願の議決理由
地方自治の尊重と地方港灣の振興の面から適當なものと認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年六月三十日

治安及び地方制度委員 坂東幸太郎
衆議院議長 松岡 駒吉殿

警察制度改革に伴う増加經費國庫負担の請願（請願者 鹿児島市議會議長増田静、上林山榮吉君紹介（第八六七号）に關する報告書

一、請願の要旨及び目的
警察制度の改革に伴い、市町村の負担は急に増加しつつあるが、現在

市町村の財政状態は非常な行詰りの実情にあり、この上負担の増加は到底できないので、治安の問題は當然國家がなすべきであるから、これに要する經費は國庫負担とされたいものである。

二、請願の議決理由

今後の治安確保の上において、必要欠くべからざることを認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年六月三十日

治安及び地方制度委員 坂東幸太郎
衆議院議長 松岡 駒吉殿

義務教育費及び警察費全額國庫補助の請願（請願者 鹿児島縣議會議長有馬純一、上林山榮吉君紹介（第八七六号）に關する報告書

一、請願の要旨及び目的
鹿児島縣における教育費及び警察費の國庫補助を除く純經費の支出割合は、純經費總支出額の六三・七五％に及び、本縣産業振興開發方面に振り向ける經費は極めて圧迫されている状態である、ついで地方財政救済のため、義務教育費及び警察費の全額國庫補助をされたいものである。

二、請願の議決理由

鹿児島縣のみならず、六・三制及び警察經費の地方負担が、地方財政を窮乏に陥れんとしていることは、全國的な現象である、これら經費の國庫負担は必要なる施策と認め、本

請願はこれを議院の會議に付して採
扱すべきものと議決した、なお、本
請願は議院において採扱の上は内閣
に送付すべきものと認める。
右報告する。

昭和二十三年六月三十日

治安及び地方
制度委員長 坂東幸太郎
衆議院議長 松岡 駒吉殿

地方財源確保に関する請願(請
願者藤沢市議會議長杉山清茂)
(岩本信行君紹介)(第九九三号)
に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方自治法が施行されて、中央集
権制から漸次地方分権的に改められ
つつあるが、地方財政がこれに伴わ
ず、新制中学校舎の建築等も極めて
困難な状態にあり、地方財政は困窮
している、ついでには速かに國庫補助
金の増額、起債の枠の拡大及び融資
の面においては簡易保険郵便年金の
積立金貸出の復活等、地方財源確保
のため適切な施策を講ぜられたいと
いうのである。

二、請願の議決理由

六・三制等地方財政問題解決の上
から、必要な施策と認め、本請願
はこれを議院の會議に付して採扱す
べきものと議決した、なお、本請願
は議院において採扱の上は内閣に送
付すべきものと認める。
右報告する。

昭和二十三年六月三十日

治安及び地方
制度委員長 坂東幸太郎
衆議院議長 松岡 駒吉殿

地方税の賦課期日繰上の請願

第一類第二号 治安及び地方制度委員會議録 第五十二号 昭和二十三年七月四日

(請願者秋田市長兒玉政介外二
名)(石田博英君紹介)(第一一一
七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

市町村財政の健全化は租税の賦課
徴収にあることはいうまでもない
が、租税収入の約二割以上を占める
民税の賦課期日が十月一日現在と規
定され、しかもこれが準備のため実
際に賦課するのは十二月あるいは翌
年の一月となり、その徴収はなほだ
悪く、他面督促整理期間が短く、直
ちに年度末となるので、市町村では
金融機関より一時借入をして急場を
しのぎつつある、ついでには地方税の
賦課期日を五月一日に繰り上げられ
たいというのである。

二、請願の議決理由

貨幣価値の変動により、地方財政
は著しく阻害されつつある現在、市
町村財政の健全化の一方策として、
地方税の賦課期日の繰上は、地方財
政の確立に寄与するものと認め、本
請願は、これを議院の會議に付して
採扱すべきものと議決した、なお、
本請願は議院において採扱の上は内
閣に送付すべきものと認める。
右報告する。

昭和二十三年六月三十日

治安及び地方
制度委員長 坂東幸太郎
衆議院議長 松岡 駒吉殿

料理飲食業者の営業再開許可の
請願(請願者仙台市東一番町十
番地松尾啓三)(庄司一郎君紹
介)(第二八八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
さきに衆議院で採扱になつた料理

飲食業者の営業再開の請願は、その
後再び本年二月末日まで政令で延長
となり、業者並びに家族及び従業員
等は明日をも知れない生活難に陥つ
ている、ついでには速かに再開でき
るようにされたいというのである。

二、請願の議決理由
食糧事情好転後は適當なる措置で
あることを認め、本請願はこれを議
院の會議に付して採扱すべきものと
議決した、なお、本請願は議院にお
いて採扱の上は内閣に送付すべきも
のと認める。
右報告する。

昭和二十三年七月四日

治安及び地方
制度委員長 坂東幸太郎
衆議院議長 松岡 駒吉殿

料理飲食業者の営業再開許可の
請願(請願者兵庫縣多紀郡篠山
町立町山田九兵衛外六十五名)
(佐々木盛雄君紹介)(第八八号)
に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

第二十八号と同じである。

二、請願の議決理由

第二十八号と同一理由により、本
請願はこれを議院の會議に付して採
扱すべきものと議決した、なお、本
請願は議院において採扱の上は内閣
に送付すべきものと認める。
右報告する。

昭和二十三年七月四日

治安及び地方
制度委員長 坂東幸太郎
衆議院議長 松岡 駒吉殿

種類の外食券食堂設置の請願
(請願者東京都千代田区神田神
保町二丁目四番地東京蕎麦商業

協同組合理事長野川浩伸)(坂東
幸太郎君外六名紹介)(第三九九
号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

麵類はわが國民性に最も適する簡
素な食品である、ついでには家庭にお
ける個別調理の手数を省き、燃料、
調味料を節約し、満腹感の大なる
等、利点の多い麵類の外食券食堂
を、主食差引の正常ルートにより設
置されたいというのである。

二、請願の議決理由

主食差引の正常ルートによる麵類
外食券食堂の設置は、わが國民性に
適するものであることを認め、本請
願はこれを議院の會議に付して採扱
すべきものと議決した、なお、本請
願は議院において採扱の上は内閣に
送付すべきものと認める。
右報告する。

昭和二十三年七月四日

治安及び地方
制度委員長 坂東幸太郎
衆議院議長 松岡 駒吉殿

開行爲絶滅に関する請願(請願
者東京都千代田区富士見町二丁
目七番地堀岡郷一)(坂東幸太郎
君紹介)(第七八七号)に関する
報告書

一、請願の要旨及び目的

現在のインフレーションの最大原
因は食糧その他の物資が正規のルー
トによらず、法外な闇闇で賣買され
るためであることは明白な事実であ
る、ついでにはインフレーション対策
としてこれら闇行爲を絶滅されたい
というのである。

二、請願の議決理由

闇行爲の絶滅こそ、今日の喫緊の

要務であることは周知の事実であ
る、本請願はこれを議院の會議に付
して採扱すべきものと議決した、な
お、本請願は議院において採扱の上
は内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。

昭和二十三年七月四日

治安及び地方
制度委員長 坂東幸太郎
衆議院議長 松岡 駒吉殿

消防団用資材優先配給の請願
(請願者鹿児島市議會議長増田靜
(上林山榮吉君紹介)(第八六九
号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

消防団の充分なる活動を期する上
から、ガソリンの増配、地下足袋の
配給増進、水槽建設用セメントその
他消防団用資材の優先配給をされたい
というのである。

二、請願の議決理由

消防団用資材の優先配給の必要を
認め、本請願はこれを議員の會議に
付して採扱すべきものと議決した、
なお、本請願は議院において採扱の
上は、内閣に送付すべきものと認め
る。
右報告する。

昭和二十三年七月四日

治安及び地方
制度委員長 坂東幸太郎
衆議院議長 松岡 駒吉殿

通訳案内業法制定の請願(請願
者東京都千代田区丸の内社団法人
日本通訳協会会長廣司信輔外一
名)(受田新吉君紹介)(第一一三
四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

通訳案内業者は現在関係法規がな

いたため、各個に無秩序な営業をして
いる状態、外客誘致の健全な発達
を阻害している、ついでには速かに通
訳案内業者の育成並びに指導監督の
ため法令を制定されたいというので
ある。

二、請願の議決理由

通訳案内業者の育成並びに指導監
督上至当な措置であることを認め、
本請願はこれを議院の決議に付して
採択すべきものと議決した、なお、
本請願は議院において採択の上は内
閣に送付すべきものと認める。
右報告する。

昭和二十三年七月四日

治安及び地方
制度委員長 坂東幸太郎

衆議院議長 松岡 駒吉殿

一、請願の要旨及び目的

第八百六十七号に同じである。

二、請願の議決理由

第八百六十七号と同一理由によ
り、本請願はこれを議院の決議に付
して採択すべきものと議決した、な
お、本請願は議院において採択の上
は内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。

昭和二十三年七月四日

治安及び地方
制度委員長 坂東幸太郎

衆議院議長 松岡 駒吉殿

町村財政確保に関する請願(請
願者愛媛縣新居郡垣生村長國部
行一外十一名)(明徳輝三郎君紹
介)(第一五二二二号)に関する報
告

告書

一、請願の要旨及び目的

六・三制の完全実施は、一日も開
却し得ない重要性をもつて、し
かるに政府は一部予算を認め、國家
と地方との折半負担としているが、
今日の町村財政は極度に逼迫し、そ
の実施は到底不可能である、義務教
育は無償でなされると新憲法に明示
されている現在、町村財政の現状に
鑑み六・三制義務教育費は、全額國
庫負担とし、この原則をもつて即時
実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

六・三制義務教育費の國庫負担は
至当なことと認め、本請願はこれ
を議院の決議に付して採択すべきもの
と議決した、なお、本請願は議院に
おいて採択の上は内閣に送付すべき
ものと認める。
右報告する。

昭和二十三年七月四日

治安及び地方
制度委員長 坂東幸太郎

衆議院議長 松岡 駒吉殿

町村財政確保に関する請願外一
件(請願者愛媛縣東宇和郡玉津
村長高月昭外十一名)(明徳輝三
郎君紹介)(第一五九七号)に関
する報告書

一、請願の要旨及び目的

第五百二十二号に同じである。

二、請願の議決理由

第五百二十二号と同一理由によ
り、本請願はこれを議院の決議に付
して採択すべきものと議決した、な
お、本請願は議院において採択の上
は内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。

昭和二十三年七月四日

治安及び地方
制度委員長 坂東幸太郎

衆議院議長 松岡 駒吉殿

地方税財政制度改正に関する請
願(請願者大分市議會議長藤正
直外八名)(中島茂喜君外四名紹
介)(第一六六二二号)に関する報
告書

一、請願の要旨及び目的

地方自治法の実施に伴つて行政面
では市の自主性は一応確立された感
があるが、その裏付けである財政
面、即ち税制は依然として中央集権
的であつて、地方分権の民主憲法の
理念にもとるべきであり、これを
改革しなくては眞の自主的行政の意
味をなさないのである、よつて、
さきに地方財政委員会が決定された
地方税財政制度改正要綱案に基い
て、速やかに地方税財政制度の改正
を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方自治の確立の裏付けとして地
方税財政制度の改正は必然的措置で
あることを認め、本請願はこれを議
院の決議に付して採択すべきものと
議決した、なお、本請願は議院にお
いて採択の上は内閣に送付すべきも
のと認める。
右報告する。

昭和二十三年七月四日

治安及び地方
制度委員長 坂東幸太郎

衆議院議長 松岡 駒吉殿

自治体警察並びに消防署の經費
に対する財源の移譲に関する請
願(請願者大分市議會議長藤正
直外八名)(中島茂喜君外四名紹

介)(第一六六四号)に関する報
告書

一、請願の要旨及び目的

終戦後襲來したインフレーション
は年々ともに深刻を極め、財源の枯
渇と資材の入手困難なる今日、市町
村の財政は破滅にひんしている窮狀
で、六・三制の經費とともに自治体
警察並びに消防署の經費は到底これ
を無條件に市町村で負担し得ない、
これを自主的に健全に育成し、円滑
に運営して行くためには、これが経
費を賄ひ得るに充分な財源を急速に
市町村に移譲されるよう措置されたい
というのである。

二、請願の議決理由

新警察制度、新消防制度の健全な
運営上当然の措置であることを認め
、本請願はこれを議院の決議に付
して採択すべきものと議決した、な
お、本請願は議院において採択の上
は内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。

昭和二十三年七月四日

治安及び地方
制度委員長 坂東幸太郎

衆議院議長 松岡 駒吉殿

住民税の税額制限撤廃の請願
(請願者鹿児島市議會議長増田
静之助外四名)(明徳輝三郎君紹
介)(第一六九六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

住民税の徴收限度が規定されてあ
る現在では、各種の支障を招來して
いるので、この際住民税の制限を撤
廃して、各市町村の実情に即したる
税額を徴收し得るよう改善せられた
いというのである。

二、請願の議決理由

各自自治体の実情に即した適当な措
置であることと認め、本請願はこれ
を議院の決議に付して採択すべきも
のと議決した、なお、本請願は議院
において採択の上は内閣に送付すべ
きものと認める。
右報告する。

昭和二十三年七月四日

治安及び地方
制度委員長 坂東幸太郎

衆議院議長 松岡 駒吉殿

國の委任事務範圍明確化等に關
する請願(請願者鹿児島市議會議
議長増田静之助外四名)(明徳輝三
郎君紹介)(第一七二〇号)に関する報
告書

一、請願の要旨及び目的

市町村における國の委任事務につ
いてはその範圍を明確ならしめると
ともに、困難せる市町村財政の円滑
なる遂行を期せんがため、人件費は
全額國の負担とし、その他職員は従
前通り分年税をもつて補助するよう
措置せられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方自治の育成上必要な措置であ
ることを認め、本請願はこれを議院
の決議に付して採択すべきものと議
決した、なお、本請願は議院におい
て採択の上は内閣に送付すべきもの
と認める。
右報告する。

昭和二十三年七月四日

治安及び地方
制度委員長 坂東幸太郎

衆議院議長 松岡 駒吉殿

町村財政確保に関する請願(請
願者愛媛縣喜多郡肱川村長谷本
義光外三十八名)(明徳輝三郎君

紹介（第一七五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
第千五百二十二号に同じである。

二、請願の議決理由
第千五百二十二号と同一理由に基き、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した、なお、本請願は議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。右報告する。

昭和二十三年七月四日

治安及び地方
制度委員長 坂東幸太郎
衆議院議長 松岡 駒吉殿

地方税制改革に関する請願（請願者全國地方自治協議会連合会外三名×森直次君外四名紹介）（第一七六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
政府は、地方自治の積極的活動を保證すべき地方税財政制度の確立に關して何らなす所なく、地方財政をして正に窮乏の極に達せしめんとしている、このときに當り、地方財政委員會の成案に基いて速やかに地方税制度の確立に邁進せられたいといふのである。

二、請願の議決理由

地方財政の確立こそ現下の急務であることを認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した、なお、本請願は議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年七月四日

治安及び地方
制度委員長 坂東幸太郎

衆議院議長 松岡 駒吉殿

昭和二十三年十一月十三日印刷

昭和二十三年十一月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局